

1人は万人のために

万人は1人のために

〈協同組合先覚者〉

ライフアイゼン

JA県央愛川事業所の所在地

本所	愛甲郡愛川町中津747	046(286)2111
事業本部 信用共済部	愛甲郡愛川町三増891	046(281)5111
事業本部 指導経済部	愛甲郡愛川町三増891	046(281)5000
中津支所	愛甲郡愛川町中津747	046(285)0002
春日台出張所	愛甲郡愛川町中津1716-1	046(285)1221
高峰支所	愛甲郡愛川町三増891	046(281)1310
半原支所	愛甲郡愛川町半原1526	046(281)0193
田代出張所	愛甲郡愛川町田代86-8	046(281)0030
JA デイサービスセンターあいかわ	愛甲郡愛川町半原4102	046(280)3033
農機サービスセンター	愛甲郡愛川町三増891	046(281)5047
不動産情報コーナー(中津支所内)	愛甲郡愛川町中津747	046(285)0401
荒茶工場	愛甲郡愛川町半原807-1	046(281)8139

【子会社】

株式会社県央あいかわ		
グリーンセンターあいかわ	愛甲郡愛川町中津747	046(286)9478
ギフトプラザあいかわ	愛甲郡愛川町中津747	046(286)9478
葬祭利用相談所	愛甲郡愛川町中津747	046(286)9477
プロパン	愛甲郡愛川町三増891	046(280)1009
高峰給油所	愛甲郡愛川町三増891	046(281)3789
あいかわ茶株式会社	愛甲郡愛川町中津747	046(281)5000

通常総代会資料

第36期（平成29年度）事業報告書
第37期（平成30年度）事業計画書



日時 平成30年5月26日(土) 午後1時
会場 愛川町文化会館ホール

県央愛川農業協同組合

J A 綱 領

わたしたちJAのめざすもの

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、
安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、
JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追及しよう。

目 次

通常総代会次第	1
代表理事組合長あいさつ	2
通常総代会提出議案	3
役員報酬について（第6号議案）	3
総代会に対する理事の提出書	4
第36期（平成29年度）事業報告（第1号議案）	5
第36期（平成29年度）貸借対照表	28
第36期（平成29年度）損益計算書	30
第36期（平成29年度）注 記 表	32
附属明細書	40
剰余金処分案	48
独立監査人の監査報告書	50
監査報告書	51
部門別損益計算書	52
定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について（第2号議案）	53
信用事業規程の一部変更について（第3号議案）	65
第9次協同活動強化3か年計画の延長について（第4号議案）	67
第37期（平成30年度）事業計画書（第5号議案）	68
JAバンク基本方針の変更について	84
子会社報告	87
被表彰者名簿	96

（表紙のことば）

二番茶の刈り取り作業（撮影場所：三増・中原／平成29年7月3日）

通常総代会次第

1. 開 会 時 分 現在

総 代 定 数	350 人	
総代会成立数	人	
出席者数	本 人	人
	代 理 人	人
	書 面	人
	合 計	人

2. J A 綱 領 朗 唱

3. 代 表 理 事 組 合 長 あ い さ つ

4. 表 彰

5. 来 賓 祝 辞

6. 議 長 選 任

議 長	
-----	--

7. 書 記 の 任 命

書 記	
-----	--

8. 議 案 審 議

9. 過 年 度 の 退 任 理 事 に 対 す る
慰 労 金 の 不 支 給 に つ い て

10. 閉 会

代表理事 組合長あいさつ

本日ここに第36期通常総代会を開催するにあたり、ごあいさつ申し上げます。

平素、JA県央愛川の組織活動ならびに各事業推進におきましては、組合員の皆様方をはじめ、関係行政機関、農業団体各方面から温かいご支援、ご厚情を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢につきましては、2019年の協定発効に向けた動きのある日欧EPA（経済連携協定）や先行き不透明なTPP交渉など国内農業への影響が懸念されています。

こうした中、JAを取り巻く状況につきましては、政府が進める農協改革への対応が求められ、当JAにおいてもJAグループが掲げる「創造的自己改革」に向けて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けた自己改革に取り組んでいます。平成30年度はその取り組みのひとつとして、組合員皆様との繋がりを強めJAが進める自己改革について一層ご理解をいただくため、組合員訪問活動をスタートいたしました。

安全・安心な農産物の安定供給・地産地消の拡大に向けた事業活動はもとより、営農指導員の育成や営農相談体制の充実、担い手の育成・新規就農者の支援、遊休農地・耕作放棄地の有効利用など「持続可能な農業」の実現に向けた活動を展開しているところです。

今後、2021年に結論がでるとされている准組合員利用規制や、平成30年産米以降の生産調整の見直しなど課題は山積しています。このような情勢ではありますが、組合員の生命・財産・くらしを守るというJAが果たすべき役割を實踐し、「地域に必要とされるJA」を目指して組合員・地域利用者の負託に応える協同活動に努めてまいります。

農業・JAを取り巻く環境は一層厳しさを増すものと思いますが、組合員・利用者皆様方の信頼と期待に応えられるよう役職員一丸となって努力してまいりますので、今後とも組合員皆様方より一層温かいご支援・ご協力をお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

県央愛川農業協同組合
代表理事組合長 馬場紀光

通常総代会提出議案

第1号議案 第36期（平成29年度）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表および事業報告について

当組合の定款39条第1項第7号の規定により、第36期（平成29年度）の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び事業報告を確定させるため、別記のとおり承認願いたい。

第2号議案 定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について

別記のとおり承認願いたい。

第3号議案 信用事業規程の一部変更について

別記のとおり承認願いたい。

第4号議案 第9次協同活動強化3か年計画の延長について

別記のとおり承認願いたい。

第5号議案 第37期（平成30年度）事業計画の設定について

当組合の定款39条第1項第5号の規定により、第37期（平成30年度）の事業計画について、別記のとおり承認願いたい。

第6号議案 役員報酬について

役員報酬については、代表理事組合長の諮問機関として組合員の代表を中心に構成する「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び当組合の業績及び諸般の事情等を検討して答申された「平成30年度の役員報酬について」を踏まえて、本年度の役員報酬を以下のとおりといたしたい。

1. 理事13名に対する本年度の報酬の額は、総額33,077千円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任願いたい。
2. 監事4名に対する本年度の報酬の額は、総額10,523千円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任願いたい。

その他臨時案件

以上、提案いたします。

総代会に対する理事の提出書

農業協同組合法第36条第8項に基づき第36期（平成29年度）貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監事の監査報告及び全国監査機構の監査報告を別記のとおり総代会に提出します。

平成30年5月26日

県央愛川農業協同組合

代表理事組合長	馬場紀光	印
専務理事	熊坂道明	印
常務理事	倉田資展	印
理事	齋藤増雄	印
理事	矢後清孝	印
理事	関戸利夫	印
理事	馬場正行	印
理事	原隆	印
理事	八木貞文	印
理事	熊澤ちゑ子	印
理事	海藤栄子	印
理事	小島條太郎	印
理事	畑山英生	印

第36期 事業報告(第1号議案)

(平成29年度)

第36期 [平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで] 事業報告

I. 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

(1) 事業概況等

国内経済の動向は、雇用・所得環境の改善により消費の押し上げが見込まれているものの、生鮮野菜の高騰や原油価格の上昇が家計の実質購買力に対する下押し圧力として作用するなど、景気回復基調は未だ低調で、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、当組合ではJAグループ全体の取り組みとして「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けた自己改革に取り組むとともに、組合員の営農とくらしを守り、地域農業を振興し、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に向けて、JA組織・事業活動の活性化をはかりました。その取り組み及び結果について概況をご報告申し上げます。

組織運営では、准組合員の農協運営への参加・意思反映の具体化に向け、くらしの活動の組織化と女性活動の活性化に努めました。

事業活動では、地域農業振興による生産者の所得向上を図るとともに農産物直売所を拠点とした食の安全・安心・地産地消のさらなる拡大に向け、営農指導事業及び販売事業の充実にも努めました。

購買事業では、JAの優位性を生かし適切な価格で肥料・農薬・生活用品等幅広い商品の供給に努めました。

信用事業では、組合員・利用者の最も身近な金融機関として利便性の充実を図り、くらしと農業に貢献する商品・サービスの提供に努めました。

共済事業では、「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供に努めるとともに、未保障・低保障世帯への訪問活動や保障見直し相談会を開催するなど保障提案活動の強化に努めた結果、本年度の推進総合目標ポイントを達成いたしました。

このような事業展開の結果、組合員をはじめとした組合利用者皆さまのご理解とご協力により、全体の収支については税引前当期利益として87,138千円余を計上することができました。

以下、各事業の詳細につきましてご報告申し上げます。

各事業の報告

(2) 主要な事業活動と成果

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

指導事業

1. 営農改善

新鮮で安全安心な農産物をより多くの消費者にPRし、地産地消の拡大をはかり多くの方に「ふれあい旬鮮市」を利用いただきました。

食農教育活動では、町内小学校を対象に水稻をはじめとした食育支援に取り組み農業理解を深めました。

また、農作業従事者の高齢化が進むなか、農作業受委託作業を行い、農業者の負担軽減と遊休農地の解消を図るとともに、有害鳥獣においては行政や関係機関と協力し、農作物の被害防止に努めました。

営農指導体制では、営農指導員研修会等へ積極的に参加し営農指導員の育成に取り組みました。

2. 農政活動

国政学習会への参加を通じ、農政に関する意見交換や課題の共有化を図るとともに、「みんなのよい食プロジェクト」の一環として行う街頭PRに参加し、農業経営を堅守できるよう努力いたしました。

3. 生活文化

身近に受けられる検診として厚生連との連携により各種検診をすすめてまいりました。人間ドックは122名（一泊二日3名、日帰り119名）の方が受診されました。また、健康管理活動「JA健康寿命100歳プロジェクト」の一環として記憶力や認知機能の向上を目的とした認知症予防体操を実施しました。

新たな女性組織づくりに向けた取り組みのひとつとして「食・農・くらしと健康」をテーマに農協事業に関連させた女性活動を7回企画し、全体で166名の参加をいただきました。高齢者福祉活動としてあおぞら会による「ふれあいサロン」を11会場で年間117回開催し、956名の参加をいただきました。

4. 教育情報

JAだより「県央愛川」を4月、5月、7月、9月、12月、1月に発行し、生産とくらし部会各支部等により全組合員宅へ配付し、農協・農業情報を伝えてまいりました。

顧問弁護士や顧問税理士、関係機関と連携を取り、法律・税務相談に対応し経営改善につとめました。

「ふれあいJAまつり」を10月21日に開催し、JAと地域住民との交流を深めました。

5. 組織育成

各組織の方向性や目的を再認識するとともにより良い運営をすすめてまいりました。各組織ごとに研修会を開催し、会員の知識向上および経営改善につとめました。また、農業の担い手や後継者対策をすすめてまいりました。



食育教育への協力（児童の農業体験）

指導事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項 目	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比	内 容
収入							
指導補助金	541	500	664	691	384.3	104.0	県・町等からの補助金
計 (A)	541	500	664	691	384.3	104.0	
支出							
営農改善費	1,943	1,542	2,084	2,098	79.9	100.7	農業学園、安全講習会、農林まつり
農政活動費	119	192	114	140	58.6	122.9	農政対策負担金
生活文化費	2,298	1,290	1,951	2,033	54.0	104.1	人間ドック、女性組織活動 高齢者いきがい対策他
教育情報費	2,915	2,967	3,380	3,223	85.2	95.3	JAまつり、税務対策
組織育成費	9,038	8,689	7,805	7,712	92.7	98.8	生産とくらし部会助成金 各組織助成金
その他指導費用	664	548	480	577	88.8	120.1	通信費、燃料費、消耗品等
計 (B)	16,980	15,231	15,817	15,786	81.4	99.8	
差引 (A) - (B)	△16,439	△14,730	△15,152	△15,094	78.6	99.6	

教育事業

組合員や地域住民が積極的に参加する魅力ある各種活動を実施いたしました。

1. 組合員教育

11月2日に愛川町文化会館において「組合員研修会」と「年金友の会出前寄席」を合同開催し、378名の参加をいただきました。



組合員研修会

組合員研修会 「人生を楽しくする運動のすすめ」
講 師 湯浅 影元氏

2. 生産とくらし部会員教育

9月10日から11日(一泊二日)に役員視察研修旅行を実施し、87名の参加をいただきました。

3. スポーツ活動

6月7日に第18回ふれあいゲートボール大会を開催し75名の参加をいただきました。また、11月16日には第19回大会を開き70名の参加をいただきました。

4. 職員教育

教育センターの階層別・職能別研修会や通信教育の受講、また各種資格取得に積極的に取り組み、職員の資質向上につとめました。

教育事業費用明細の推移

(単位：千円、%)

項 目	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比	内 容
組合員教育	1,049	1,276	602	573	40.9	95.2	組合員教育研修会等
女性部教育	117	-	-	-	-	-	女性部教育活動
生産とくらし部会員教育	1,304	1,200	1,200	1,200	100.0	100.0	生産とくらし部会役員研修会
スポーツ活動	105	92	68	88	58.9	128.3	ゲートボール大会
職員教育	335	515	973	835	83.5	85.7	通信教育助成、資格試験受験料
合 計	2,911	3,083	2,844	2,697	71.9	94.8	

(注) 教育基金積立額に対する運用益15千円を活用して実施しました。

農業経営事業

適切な施肥と防除による茶園管理につとめるとともに、茶の生産拡大と農地の有効利用につとめ、茶園57haを摘採し荒茶22,521kgを出荷しました。

農業経営事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項目	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
収益	7,834	9,737	10,996	21,400	139.9	194.6
費用	16,728	16,087	21,633	28,356	105.6	131.0
損益差額	△8,893	△6,350	△10,637	△6,955	-	-

販売事業

1. 米

10月の降雨の影響により、刈り取りの遅れが生じ倒伏や病害の発生が見られ、収量は平年を下回りました。

平成29年産米は町内から33,090kgを集荷し、町内小中学校給食への供給を始めるなど販路拡大に努め取扱高は7,900千円でした。



平成29年産米の集荷作業

2. 植木・花き

ツツジ・サツキの出荷を主流として、売上高は11,455千円でした。

3. 農産物直売所

ふれあい旬鮮市を通じて新鮮で安全・安心な農畜産物を提供しました。農畜産物・加工品の売上高は2店舗合計で60,267千円でした。また、来客数は89,213名でした。

4. 茶

直売所を中心に町内生産による「あいかわ茶」を1,446袋475千円販売しました。

販売品取扱高の推移

(単位：千円、%)

品目	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
米	9,739	8,426	7,669	7,900	79.0	103.0
茶	6,802	693	574	475	47.5	82.6
植木・花き	17,322	13,387	14,740	11,455	81.8	77.7
農産物直売所	58,395	54,065	61,049	60,267	75.3	98.7
合計	92,260	76,572	84,034	80,098	76.2	95.3

(注) 米は、買取販売品となっております。農産物直売所に5,482千円の買取販売品が含まれています。

(注) 茶は平成26年度までは生産者の荒茶精算金額で、平成27年度よりあいかわ茶（製茶）の販売代金となっております。

購買事業

1. 生産資材

肥料・農薬等生産資材は、生産とくらし部会および各部会の協力をいただき、春秋の共同購入で8,903千円の取り扱いをいたしました。

農機具は年2回の農業機械展示予約会を開催し、6,712千円取り扱いました。また、リサイクルセンターでは農機等の再利用による有効活用につとめました。

農業と生活環境に配慮した農作業廃棄物の回収運動では、廃棄ビニール、プラスチックを39件2121.4kg、廃棄農薬を27件546.6kg回収いたしました。

2. 生活物資

生活物資は安全・安心な商品の安定供給につとめました。



春肥料の配送



廃ビニール類の回収

購買品供給・取扱高の推移

(単位：千円、%)

品目		26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
生産資材	肥料	25,584	10,505	8,344	7,873	92.6	94.3
	飼料	9,618	7,065	8,135	8,061	107.4	99.0
	農薬	16,485	8,278	6,607	6,536	93.3	98.9
	農機具	16,982	8,660	6,303	8,537	142.2	135.4
	その他	51,445	6,326	2,064	4,436	147.8	214.8
小計		120,116	40,837	31,456	35,445	110.7	112.6
生活物資	主食	21,608	15,340	14,533	14,763	92.2	101.5
	自動車	31,306	26,266	17,710	13,864	55.4	78.2
	プロパン	20,494	-	-	-	-	-
	灯油	37,442	-	-	-	-	-
	鉱油	29,794	-	-	-	-	-
	オイル	213	-	-	-	-	-
	T B A	707	-	-	-	-	-
	ギフト	56,839	-	-	-	-	-
	葬祭	232,168	-	-	-	-	-
	その他	96,089	90,095	107,255	59,494	74.3	55.4
小計		526,665	131,702	139,499	88,122	72.8	63.1
買取購買取扱高合計		646,782	172,539	170,955	123,568	80.7	72.2
幹旋購買取扱高		40,426	4,310	62,721	87,910	125.5	140.1
購買取扱高合計		687,208	176,849	233,677	211,478	94.8	90.5

(注) 幹旋購買取扱高は全額が施設に係る取扱高です。

信用事業

1. 貯金

貯金残高は663億円、前年比103.3%となりました。

また、フィールド&フォーラム型年金推進実践プログラムに取り組み616件の新規振込者の獲得が出来ました。

年金振込者で構成されている年金友の会会員は本年度末1,199名となり、恒例行事である「年金友の会出前寄席」は「組合員研修会」と合同開催しました。



年金振込口座獲得推進

年金友の会出前寄席

落 語 三遊亭白鳥
俗 曲 師 桧山うめ吉
落 語 桂 米助

2. 貸出金

県下統一キャンペーンや休日ローン相談会の展開により、マイカーローンについては30件4,746万円の実績となりました。

また、住宅ローンについては、新築資金を中心に35件7億2,763万円の実績となりました。

貯金、貸出金、預金および有価証券等の推移

(単位：千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
貯 金	63,763,431	63,304,307	64,228,063	66,348,961	101.4	103.3
貸 出 金	11,761,799	11,480,712	10,938,655	10,581,292	100.8	96.7
預 金	44,482,752	44,752,206	46,428,952	47,349,349	101.6	101.9
有 価 証 券	8,699,784	8,308,716	7,774,150	9,354,411	100.1	120.3
国 債	3,129,817	3,300,677	3,078,155	2,722,210	70.9	88.4
そ の 他	5,569,967	5,008,038	4,695,994	6,632,200	120.5	141.2

共済事業

1. 長期共済

推進総合目標ポイント315万ポイントに取り組み、LA（ライフアドバイザー）を中心に普及推進をすすめました。

一方、長期共済保有高は満期や保障内容の変更などによる減少もあり、1,584億6,880万円の保有高でした。

2. 短期共済

自動車共済と自賠責共済を重点に取り組みましたが、保険業界の競合が激しく、自動車共済の契約件数は前年比98.9%、自賠責共済の契約件数は、前年比92.5%となりました。

また、複雑化する交通事故に専門体制で対応しました。

3. 共済金の支払状況

満期共済金は、1,391件6億2,865万円の支払いをしました。

事故共済金は、814件4億2,325万円を支払い、前年金額比97.8%でした。

普及推進活動実績

(単位：ポイント、%)

項 目		ポイント実績	計画対比
推進総合目標 (生命総合共済、建物更生共済、自動車共済、自賠償共済、 火災共済、傷害共済の合計)		3,697,538	117.3
重点 施策 目標 (新規契約目標)	合計(下記①~③の合計)	1,015,184	81.6
	(1)生命総合共済目標(ひと)	159,418	20.9
	①生命共済目標(下記②③④を除く生命共済)	82,021	14.5
	②医療系共済目標 (医療共済、がん共済、引受緩和型医療共済)	18,640	58.2
	③年金共済目標	54,227	83.4
	④介護共済目標	4,530	4.5
	(2)建物更生共済目標(いえ)	592,376	394.9
	(3)自動車共済目標(くるま)	263,390	79.0

(注) 1. 普及推進活動実績は、すべての共済種類を統一評価できるように、共済金額等に所定の換算率を乗じて算出する指標である「推進ポイント方式」における実績です。

2. 重点施策実績(新規契約実績)は推進総合実績の内書きです。

なお、計上対象とする実績の取扱いは次のとおりです。

- ・①生命共済は転換契約以外
- ・②医療系共済は転換・乗換契約以外
- ・(2)建物更生共済は転換契約以外
- ・(3)自動車共済は新規契約および損保からの継続・更改、他共済からの継続・更改契約

長期共済保有高の推移

(単位：千円、%)

種 類	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
生命総合共済	78,379,760	74,196,105	70,775,992	67,201,849	97.4	94.9
終身共済	50,348,562	48,123,465	46,066,455	44,248,905	97.8	96.0
定期生命共済	41,500	39,000	47,000	32,000	61.3	68.0
養老生命共済	25,546,924	23,520,068	22,261,165	20,595,372	97.1	92.5
うちこども共済	4,830,900	4,764,900	4,658,900	4,566,600	89.8	98.0
医療共済	1,355,325	1,375,325	1,291,325	1,259,325	99.4	97.5
がん共済	92,500	89,000	87,000	84,500	99.3	97.1
定期医療共済	804,800	769,300	702,100	657,800	98.1	93.6
介護共済	190,147	279,947	320,947	323,947	65.7	100.9
建物更生共済	95,059,652	94,086,777	92,765,637	91,266,957	102.2	98.3
長期共済計	173,439,412	168,282,884	163,541,630	158,468,807	100.1	96.8
年金共済(年金年額)	903,863	869,105	857,469	844,640	99.0	98.5
共済付加収入	225,134	195,842	193,768	188,871	102.8	97.4

(注) 1. 金額(「共済付加収入」を除く)は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額、年金共済は利率変動型年金にあっては最低保証年金額です。)です。

2. 「共済付加収入」には医療共済・がん共済・定期医療共済(入院共済金額)、年金共済(年金年額)、介護共済(介護共済金額)の共済付加収入が含まれています。

短期共済新契約高の推移

(単位：千円、%)

種 類		26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
掛 金	火災共済	9,846	9,307	9,577	9,079	97.5	94.7
	自動車共済	211,383	206,058	200,722	199,636	93.7	99.4
	傷害共済	693	641	507	448	69.9	88.2
	定額定期生命共済	90	57	64	64	62.9	100.0
	賠償責任共済	220	233	264	284	258.9	107.8
計		222,234	216,298	211,137	209,513	93.8	99.2
自賠責共済		2,178台	2,082台	2,112台	1,955台	93.9	92.5
共済付加収入		60,803	60,328	58,960	58,208	95.4	98.7

利用加工事業

1. 精米・製粉

精米事業は、3か所で年間142tのご利用をいただきました。また高峰の製粉機の利用は、年間で540kgでした。

2. 農産物加工所

地元の食材をできる限り使用した添加物を加えない安全で安心な加工品を製造し、年間売上高は17,604千円でした。

3. 農業機械

水稲春作業では延べ21.7ha、秋作業では延べ19.2haの委託を受け作業を行いました。またライスセンターでは、乾燥が120件で77.2t、粳すりが132件で91.1tを処理しました。

4. 農機サービスセンター

利用者への迅速な対応と設備の充実につとめ年間158件の利用がありました。

5. 荒茶工場

97,005kgの生葉を受け入れ、23,233kgの荒茶に加工しました。

利用加工事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項 目		26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
収 益	精米・製粉	3,063	2,919	2,833	2,629	79.6	92.8
	農産物加工所	13,870	13,614	18,325	17,604	106.6	96.0
	葬 祭	47,889	-	-	-	-	-
	農業機械・ ライスセンター	8,683	7,974	8,894	9,069	97.2	101.9
	農機サービスセンター	1,077	1,129	1,278	909	72.7	71.1
	荒茶工場	4,902	6,093	5,875	9,682	123.9	164.7
計		79,487	31,730	37,208	39,895	104.4	107.2
費 用	精米・製粉	374	300	298	263	82.2	88.3
	農産物加工所	12,534	13,200	16,682	16,342	103.5	97.9
	葬 祭	29,614	30	-	-	-	-
	農業機械・ ライスセンター	5,581	4,827	5,585	6,159	93.0	110.2
	農機サービスセンター	419	394	420	413	103.3	98.3
	荒茶工場	3,675	3,471	3,349	4,729	101.7	141.2
計		52,199	22,225	26,335	27,909	100.4	105.9
損 益 差 額		27,288	9,504	10,872	11,985	115.1	110.2

特別会計事業

1. 育苗事業

水稲育苗センターは、8サイクル稼動10,481箱（52.4ha）の健苗の適期供給につとめました。

(1) 苗出荷の推移

(単位：箱、%)

種類	26年度	27年度	28年度	本年度	前年比
キヌヒカリ	5,279	4,907	4,888	2,637	53.9
コシヒカリ	3,941	4,130	3,650	2,129	58.3
さとじまん	1,189	725	671	415	61.8
喜寿モチ	649	749	805	855	106.2
はるみ	-	181	352	4,450	1264.2
合計	11,058	10,692	10,366	10,481	101.1

※「はるみ」の平成27年度・平成28年度は水稲高度栽培研究会による試験栽培用に出荷したものです。

(2) 育苗事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項目	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
収益	9,118	8,565	8,865	7,762	88.2	87.5
費用	6,879	7,044	7,312	7,439	92.5	101.7
損益差額	2,238	1,521	1,552	322	42.4	20.7

2. 宅地等供給事業

賃貸物件・売買物件の取り扱いをはじめ、アパート建築等、組合員の資産相談につとめました。

宅地等供給事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項目	26年度	27年度	28年度	本年度	計画比	前年比
収益	279	32	644	1,051	350.3	163.0
費用	248	272	331	326	114.2	98.6
損益差額	31	△239	313	724	5,173.7	231.3

2. 当該事業年度における事業の経過

総代会

年月日	事項
平成29年 5月27日	中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金規程の一部変更について 第35期（平成28年度）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表 および事業報告について 全国農業協同組合連合会が行う農業経営事業に関する同意について 第36期（平成29年度）事業計画の設定について 役員報酬について

主な行事

(——は写真)



茶樹の植栽



育苗センター初播種



水稲春作業安全講習



町内児童の農業体験



親子料理教室

平成29年

3月

- 13日～17日 春肥料の配送
- 13日 地区ふれあいサロン会員全体会議
- 下旬～ 茶樹の植栽

4月

- 6日 春日台出張所感謝イベント
- 13日 あおぞら会設立総会
- 19日 高峰支所年金友の会（草もち作り）
- 24日 荒茶工場神事
- 28日 育苗センター神事・初播種
- 28日 中津地区座談会
- 29日 グリーンセンター春まつり
- 愛川町つつじまつり（愛ちゃん米すくいどり）

5月

- 1日 高峰地区座談会
- 2日 愛川地区座談会
- 3日 愛川町農林まつり直売所等出店
- 4日～ 水稲苗配送
- 8日～ 町内各小学校水稲種まき体験への協力
- 13日 新茶まつり
- 16日 水稲春作業安全講習会
- 27日 第35期（平成28年度）通常総代会
- 27日～28日 第30回さつき展

6月

- 2日 ラジオ番組「JA Fresh Market」収録
- 7日 第18回ふれあいゲートボール大会
- 8日 町内小学校農業体験への協力
- 14日 年金友の会日帰り旅行（田代）
- 22日 年金友の会日帰り旅行（半原）

7月

- 28日 春日台出張所応援サークル生活の会 麴作り
認知症サポーター養成講習会

8月

- 9日 tvk「かながわ旬菜ナビ」収録
- 14日～15日 秋肥料の配送
- 16日～17日 エコープ商品料理教室
- 22日 春日台出張所感謝イベント
- 24日 田代出張所感謝イベント
- 28日 高峰支所親子料理教室

9月

- 5日 窓口対応コンクール
- 6日 医食農同源研修会
- 10日～11日 生産とくらし部会役員視察研修
- 15日 5 J A ボルケットボール親睦会
- 28日 女性活動活性化イベント「プロハーブ化粧品体験講習会」

10月

- 6日～ 平成29年産米穀の集荷
- 21日 ふれあい J A まつり
- 23日 高峰支所寄せ植え教室
- 24日 ミニデイまつり
- 27日 町内小学校農業体験への協力

11月

- 2日 組合員研修会・年金友の会出前寄席
- 4日 高峰地区 歩け歩け運動
- 4日～12日 第11回菊花展
- 6日 農産物直売部会視察研修
- 8日～10日 愛川町内中学校職場体験学習の受け入れ
- 12日 愛川地区 歩け歩け運動
- 16日 第19回ふれあいゲートボール大会
- 21日～22日 廃プラ・廃ビニール・廃棄農業等の回収
- 21日 第70回神奈川県農協大会
- 25日 中津地区歩け歩け運動「さわやかウォーキング」
- 28日 半原支所女性グループ 寄せ植え教室
あおぞら会親睦研修
- 29日 田代出張所女性グループ 寄せ植え教室
- 30日 茶生産部会視察研修

12月

- 6日 春日台出張所応援サークル生活の会 甘酒講習会
- 13日～14日 酢料理教室
- 19日 春日台出張所年金友の会正月用お飾り作り講習会
- 21日 農産物品評会
- 22日 高峰支所ミニ門松作り講習会

平成30年

1月

- 4日 半原支所感謝イベント
- 7日 愛川町一周駅伝に参加
- 11日 農業機械化部会安全祈願
- 17日～19日 合併35周年記念企画旅行
- 19日 医食農同源 PR イベント

2月

- 9日 青色申告部会確定申告事務研修
- 14日 ふれあい農業学園 水稲栽培講習会
- 16日・23日 確定申告相談
- 26日 しいたけ栽培講習会
- 27日 あおぞら会フォローアップ研修会



生産とくらし部会役員視察研修



平成29年産米穀の集荷作業



農産物品評会



医食農同源 PR イベント



しいたけ栽培講習会

理事会からの報告

開催日	事項
平成29年 3月23日 3月30日	平成29年度事業計画の変更について 平成29年度株式会社県央あいかわ事業計画の変更について 平成28年度資産査定の結果について 平成28年度貸出債権の個別貸倒引当金計上について 平成28年度決算書の提出について 平成28年度剰余金処分案について 第35期（平成28年度）総代会の提出議案について 中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金規程の一部変更について 全国農業協同組合連合会が行う農業経営事業に関する同意について 組合員の出資口数減少申込（その1～その2）について 職員退職給与功労加算金の支給（その1～その3）について 農業経営事業に係る農地地権者との利用権設定について 農業法人あいかわ茶株式会社の決算書および剰余金処分について 農業法人あいかわ茶株式会社平成29年度役員報酬額について 農業法人あいかわ茶株式会社定時株主総会招集及び議案について 貸付金利率の一部変更について 平成29年度借入金最高限度額の設定について 平成29年度余裕金運用方針について 平成29年度第1四半期の余裕金運用方針について 平成29年度コンプライアンスプログラム策定について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 組合員等表彰者の決定について
4月26日	平成29年度事業計画の変更について 平成28年度部門別損益計算書について 第35期（平成28年度）通常総代会提出議案について 弁護士との委任契約の締結について（その1） 弁護士との委任契約の締結について（その2） 組合員の出資口数減少申込（その1～その4）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適正コンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について 厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会の理事への就任について 株式会社県央あいかわの剰余金処分について 株式会社県央あいかわの定期株主総会招集及び議案について 信用業務手数料内規の一部改正について 金融円滑化にかかる対応期間の延長について 平成29年度上期延滞債権（貸出金）の処理方針について 理事会決裁貸出金について 理事会決裁貸出金について（貸出条件変更） 不祥事件に係わる当事者への役員退任慰労金の返還請求について 不祥事件に係わる当事者への職員退職給与金の返還請求について 不祥事件に係わる当事者への役員退任慰労金の支給について（その1）

開催日	事項
5月25日	不祥事件に係わる当事者への役員退任慰労金の支給について（その2） 平成28年度（全期）自己監査の回答について 平成28年度業務報告について 組合員の出資口数減少申込について 第35期（平成28年度）通常総代会の報告事項について 平成29年度補助金等交付申請について 平成29年度第2四半期の余裕金運用方針について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 理事会決裁貸出金について 弁護士との委任契約の締結について
6月15日	平成29年度理事の報酬額決定について 支所運営委員の委嘱について
6月26日	不祥事対応要領の一部改正について 「神奈川県移行対策JA本部設置要領」および「JASTEMシステム基盤更改危機管理計画書」の設定について 改正個人情報保護法を踏まえた「個人情報保護に関する規定類」の一部改正について 従業員個人情報取扱規程の廃止について 2017年ディスクロージャー誌について 固定資産（オープン出納システム）の取得について 組合員の出資口数減少申込（その1～その2）について 職員の夏期手当の支給について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適正コンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について 平成30年度農林業施策・制度に関する国、県及び町に対する要望について 信用供与等限度額の変更について 理事会決裁貸出金について（与信期間超過）
7月25日	理事会提出議案（組合員の出資口数減少申込について）の訂正について 組合員の出資口数減少申込（その1～その2）について 第70回神奈川県農協大会中央会長表彰（組合員等農協関係者）被表彰者の決定について 外部出資（系統）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 信用業務手数料内規の一部改正について
8月25日	改正農協法に則した役員選出に伴う「組織体制整備審議会設置要領」の一部改正について 組織体制整備審議会へ諮問書の提出について 組合員の出資口数減少申込（その1～その2）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について 平成29年度第3四半期余裕金運用方針について 愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員の推薦について 荒茶工場生葉加工料金の改定について
9月26日	平成29年度仮決算書の提出について 組合員の出資口数減少申込（その1～その2）について 育児・介護休業取扱要領の一部改正について 個人番号の預貯金口座への付番に係る「個人情報保護に関する規定類」の一部改正について

開催日	事項
10月26日	<p>オンライン端末機操作カード管理規程の一部改正について 弁護士との委任契約の締結について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 改正農協法に則した役員選出に伴う「組織体制整備審議会設置要領」の一部改正について 理事会決裁貸出金について 理事会決裁貸出金について 神奈川県常例検査の回答について 平成29年度仮決算書に基づく半期開示について パートタイマー就業規則の一部改正について コンプライアンス・マニュアルの改訂について 組合員の出資口数減少申込（その1～その5）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について 産業廃棄物処理に係る委託契約及び覚書の締結について 愛川町農業委員会委員の推薦申込書の提出について 年金振込口座指定者優遇定期貯金の取扱期間延長について 平成29年度下期延滞債権（貸出金）の処理方針について</p>
11月24日	<p>平成29年度（上期）自己監査の回答について 平成29年度JA全国監査機構期中改善指示に対する回答について 職員年末手当の支給について 組合員の出資口数減少申込について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 平成29年度余裕金運用方針および第3四半期の余裕金運用方針の一部変更について 平成29年度第4四半期の余裕金運用方針について</p>
12月26日	<p>組合員の出資口数減少申込について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について</p>
平成30年 1月24日	<p>組合員の出資口数減少申込について 不祥事に係る改善取組状況（JA県央愛川「再発防止策」取組状況報告）について 個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内の一部改正について 農業経営事業に係わる農地権者との利用権設定について 農業法人あいかわ茶株式会社 臨時株主総会の招集および議案について</p>
2月26日	<p>資産グループの変更について 事業継続対策統括規程の設定について 株式会社県央あいかわの職制規程および経理規程について 農業法人あいかわ茶株式会社の職制規程および経理規程について 組合員の出資口数減少申込（その1～その5）について Fin Tech 企業等との連携・協働に係る方針の決定等について 不祥事に係る改善取組状況（JA県央愛川「再発防止策」取組状況報告）について 不祥事に係る改善取組状況（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画）について 農産物検査業務規程の一部改正について 第36期（平成29年度）通常総代会の開催日について 平成30年度内部監査計画について</p>

開催日	事項
	平成30年度事業計画について 平成30年度株式会社県央あいかわ事業計画について 平成30年度農業法人あいかわ茶株式会社事業計画について 職員年度末賞与の支給について

監事会からの報告

開催日	事項
平成29年	
3月 1日	購買品・貯蔵品の在庫監査
13日	第35期（平成28年度）決算事務監査
14日	第35期（平成28年度）決算事務監査
15日	第35期（平成28年度）決算事務監査
21日	第35期（平成28年度）決算事務監査
23日	第35期（平成28年度）決算事務監査
27日	JA全国監査機構期末監査（延べ4日間）
29日	第35期（平成28年度）決算事務監査
31日	第35期（平成28年度）決算事務監査
4月 7日	監査報告書および監査意見書について
13日	監査報告書および監査意見書について
18日	監査報告書および監査意見書について 第1回常勤理事との意見交換会
21日	JA全国監査機構期末監査報告書について 監査報告書および監査意見書について
26日	不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について 監査報告書および監査意見書を代表理事組合長へ提出 監査報告書および監査意見書を理事会に報告
5月 15日	常勤監事随時監査（6日間）
6月 15日	監事報酬額の決定について
26日	平成28年度（全期）自己監査回答について 不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について 内部統制等にかかる指導要領・JAバンク基本方針に基づく「体制整備モニタリング報告」に対する監事意見について
27日	常勤監事随時監査（6日間）
7月 14日	全監事による随時監査（1日間）
19日	第2回常勤理事との意見交換会

開催日	事項
8月 1日	平成29年度上期監事研修会
18日	常勤監事随時監査（6日間）
23日	前常勤監事の退任慰労金支給について
25日	平成29年度JA全国監査機構監査計画概要書について 第36期（平成29年度）仮決算監査の運営について 不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について
31日	仮決算現金監査、燃料油・灯油の在庫監査
9月 1日	購入品・貯蔵品の在庫監査
15日	第36期（平成29年度）仮決算事務監査
19日	第36期（平成29年度）仮決算事務監査
21日	第36期（平成29年度）仮決算事務監査
22日	第36期（平成29年度）仮決算事務監査
25日	第36期（平成29年度）仮決算事務監査
28日	第36期（平成29年度）仮決算事務監査
29日	第36期（平成29年度）仮決算事務監査
10月 10日	監査報告書および監査意見書の作成
13日	監査報告書および監事意見書の作成
19日	監査報告書および監事意見書の作成 第3回常勤理事との意見交換会
26日	不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について JA全国監査機構期中監査改善指示書について 監査報告書および監査意見書を代表理事組合長へ提出 監査報告書および監査意見書を理事会に報告
10月 30日	常勤監事随時監査（5日間）
11月 24日	上期内部監査報告について
11月 27日	常勤監事随時監査（5日間）
12月 26日	組合員からの情報提供受付窓口の周知について 平成29年度（上期）自己監査回答について 不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について JA全国監査機構期中改善指示書「Ⅲ.改善を要する事項」の回答書に対する監事意見について
平成30年	
1月 16日	第4回常勤理事との意見交換会
22日	常勤監事随時監査（6日間）
24日	平成29年度監事監査計画について 第36期（平成29年度）決算監査日程について
2月 2日	平成29年度下期監事研修会
20日	JA津久井郡監事との合同監事会
23日	平成30年度監事監査計画（案）について 第36期（平成29年度）決算監査の運営について 不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について JA全国監査機構期中改善指示書「Ⅲ.改善を要する事項」の回答書に対する監事意見について
28日	決算現金監査、燃料油・灯油の在庫監査

行政庁検査・中央会監査の実施状況

実施日	項目
平成29年	
3月 1日	JA全国監査機構棚卸等監査
3月 27日	JA全国監査機構期末監査（4日間）
5月 9日	神奈川県初日検査（2日間）
6月 12日	神奈川県常例検査（9日間）
9月 6日	JA全国監査機構期中監査（7日間）
平成30年	
1月 9日	JA全国監査機構期中監査Ⅱ（3日間）
2月 9日	JA全国監査機構期中監査Ⅲ（2日間）
2月 28日	JA全国監査機構棚卸等監査

3. 財務・事業成績の推移

（単位：千円）

項目	26年度	27年度	28年度	本年度
事業利益	64,324	623	19,958	9,517
経常利益	126,250	66,953	108,073	75,747
当期剰余金	34,073	51,107	86,312	69,903
総資産	70,049,735	69,558,689	70,529,673	72,611,647
純資産	5,670,913	5,776,799	5,806,020	5,824,222

（注）事業ごとの事業成績の推移は、「I-1-(2) 主要な事業活動と成果」に記載しています。

4. 単体自己資本比率

単体自己資本比率 22.57 %（平成30年2月28日現在）

5. 対処すべき重要な課題

- (1) JAの特性を發揮した協同活動を基本に、組合員の意思を反映した組織運営につとめます。
- (2) 地域農業の担い手育成と、次世代組合員との関係強化をはかり、組織基盤の拡充につとめます。
- (3) 女性活動の活性化を図り、組合員の「生産、くらし、経営」を柱とする協同組合運動の基盤の充実をはかります。
- (4) 財務の充実・健全性の確保につとめ、経営の透明性向上および経営基盤の強化をはかります。
- (5) 安定的な事業運営のための組織体制と支所・出張所体制整備の検討をすすめます。
- (6) 改正農協法に則した役員を選出方法及び役員定数の見直しを行います。
- (7) 安全・安心な農産物の生産と供給につとめ、食農教育と地産地消運動の拡大をはかります。
- (8) 地域農業振興の核となる農業施設の効率的な運用と整備につとめます。
- (9) 本所・中津支所事務所および周辺施設の整備につとめます。
- (10) 地域活動の強化や高齢者福祉活動をつうじた地域社会への貢献に取り組みます。
- (11) 役職員の更なるコンプライアンス意識の向上をはかり、不祥事件の再発防止策に取り組みます。

【自己改革に関する取り組み】

当JAでは自己改革に関する基本目標のひとつとして、営農指導機能の強化を掲げています。営農指導員養成研修会への派遣による指導員の育成・資質向上につとめました。

Ⅱ. 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 総代会の開催状況及び重要な事項の議決状況並びに総代会議決事項の処理状況

通常総代会

平成29年5月27日13時より開催

総代会日現在総代数		350 名
出席総代数	本人	227 名
	代理人	2 名
	書面	55 名
	計	284 名
出席准組合員数		84 名
重要な議事及び議決事項		
第35期総代会議決事項		処 理 状 況
第1号議案 中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立 金規程の一部変更について	原案通り承認されました。	
第2号議案 第35期（平成28年度）貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分案、注記表および事業報告について	剰余金処分については、決議に基づき出資配当・ 事業分量配当を5月29日に実施しました。	
第3号議案 全国農業協同組合連合会が行う農業経営事業に 関する同意について	原案通り承認され、29年7月25日開催の全国農業 協同組合連合会第41回通常総代会にて承認されま した。	
第4号議案 第36期（平成29年度）事業計画の設定について	別記事業報告のとおり事業を実施しました。	
第5号議案 役員報酬について	支給実績については別記附属明細書のとおりです。	

2. 組合員の状況

(1) 組合員数

(単位：人数、法人・団体数)

資格区分		前期末	増加	減少	当期末	
正組合員	個人	1,194	13	84	1,123	
	法人	農事組合法人	－	－	－	－
		その他の法人	12	－	－	12
	計	1,206	13	84	1,135	
准組合員	個人	3,795	140	153	3,782	
	農業協同組合	－	－	－	－	
	農事組合法人	－	－	－	－	
	その他の団体	11	1	－	12	
	計	3,806	141	153	3,794	
合計		5,012	154	237	4,929	

(2) 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	増加	減少	当期末	
正組合員	個人	220,948	1,815	13,619	209,144	
	法人	農事組合法人	－	－	－	－
		その他の法人	1,450	－	－	1,450
	計	222,398	1,815	13,619	210,594	
准組合員	個人	304,524	8,559	16,829	296,254	
	農業協同組合	－	－	－	－	
	農事組合法人	－	－	－	－	
	その他の団体	765	30	－	795	
	計	305,289	8,589	16,829	297,049	
処分未済持分		3,749	1,500	2,524	2,725	
合計		531,436	11,904	32,972	510,368	
摘要：(1) 出資一口金額		1,000 円				
(2) 当期末払込済出資総額		510,368,000 円				

3. 役員 の 状 況

役 職 名	氏 名	常勤・非 常勤の別	代表権の 有無	担当その他
代表理事組合長	馬場 紀光	常勤	有	(株)県央あいかわ代表取締役他
専務理事	熊坂 道明	〃	無	総務・指導経済担当
常務理事	倉田 資展	〃	〃	信用共済担当、実務経験者
理 事	齋藤 増雄	非常勤	〃	
〃	矢後 清孝	〃	〃	
〃	関戸 利夫	〃	〃	
〃	馬場 正行	〃	〃	
〃	原 隆	〃	〃	
〃	八木 貞文	〃	〃	
〃	熊澤ちゑ子	〃	〃	
〃	海藤 栄子	〃	〃	
〃	小島 條太郎	〃	〃	山一撫糸(株)代表取締役 パイオニア・ハウジング(株)顧問
〃	畑山 英生	〃	〃	
代 表 監 事	小林 弘	〃		
監 事	中村 義市	〃		
常 勤 監 事	加藤 一男	常勤		(株)県央あいかわ監査役
監 事	金子 達郎	非常勤		員外監事、実務経験者

4. 職員 の 状 況

(単位：人)

区 分	前期末	当期末	当期末		増 減
			うち男	うち女	
参 事	1	1	1	-	-
管 理 職	45	44	40	4	△1
一 般 職 員	31	33	17	16	2
(うち営農担当者)	(6)	(5)	(5)	(-)	(△1)
(うち生活担当者)	(2)	(2)	(-)	(2)	(-)
計	77	78	58	20	1
嘱託・パート等	25	24	3	21	△1
合 計	102	102	61	41	-

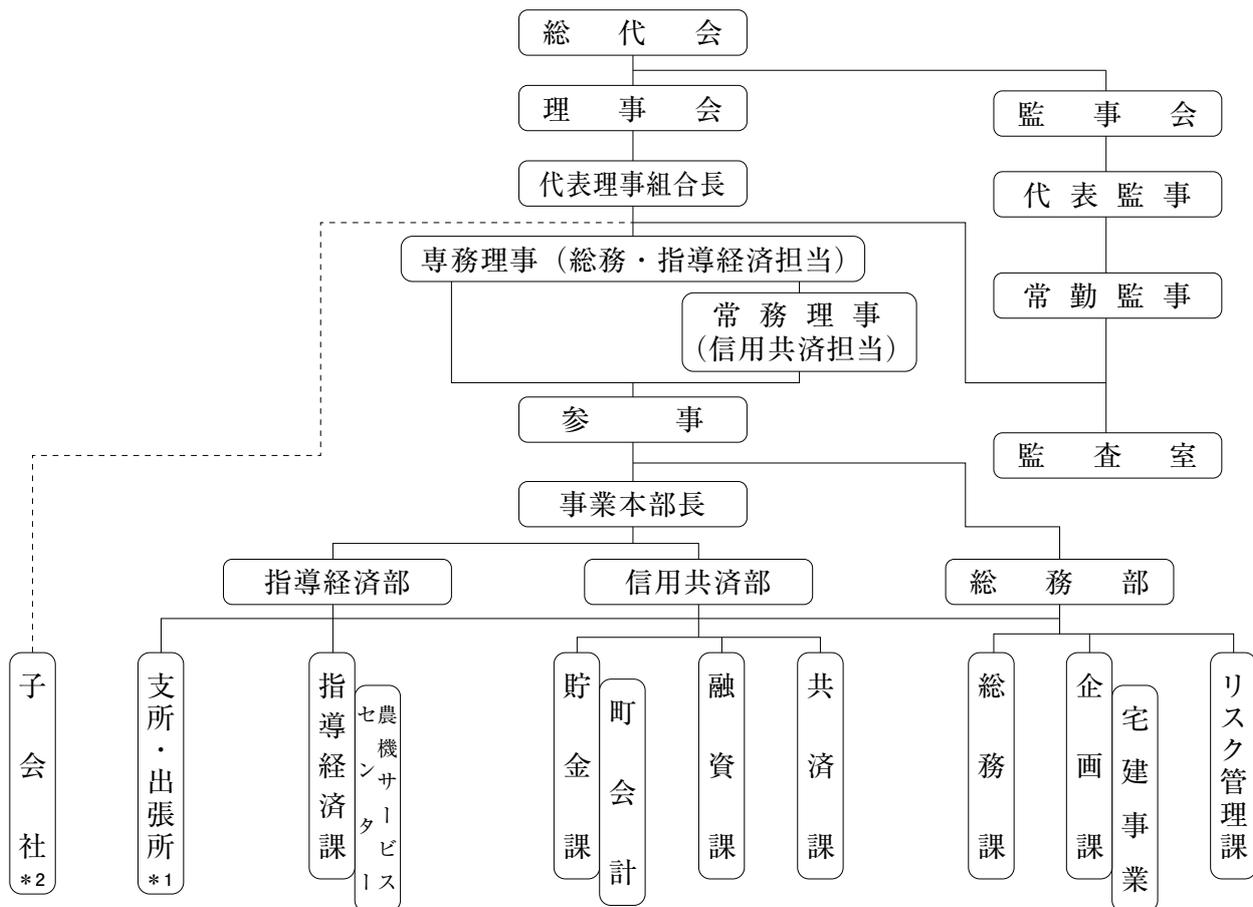
(注) 期末職員数には期末退職者は含みません。

5. 組織の構成

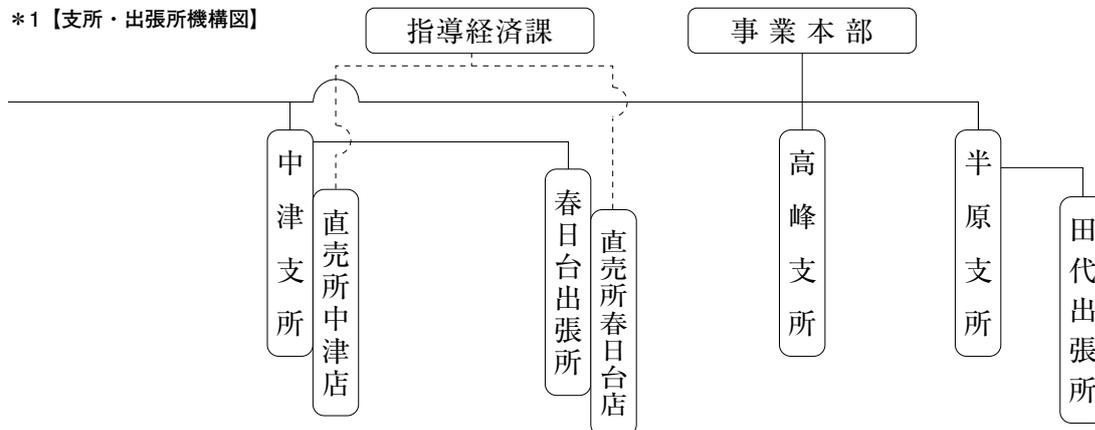
(1) 組合の機構

平成30年2月28日現在

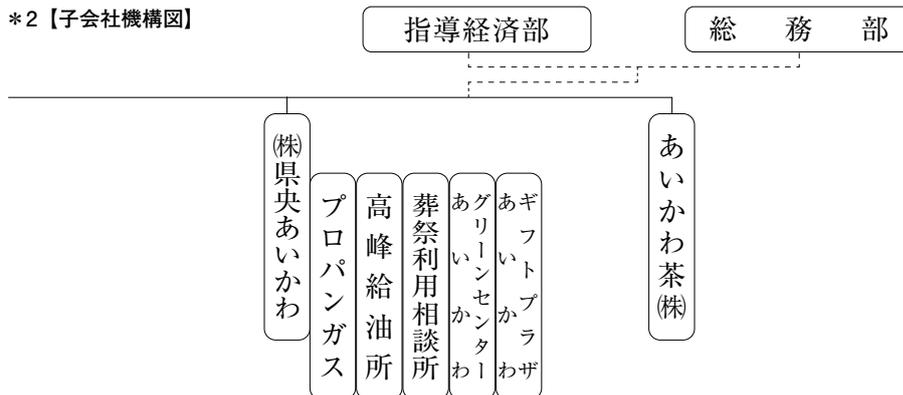
県央愛川農業協同組合機構図



*1【支所・出張所機構図】



*2【子会社機構図】



(2) 組合員組織

(単位：人)

組 織 名	組織数	人 数	組 織 名	組織数	人 数
生産とくらし部会	28	4,206	農産物直売部会	1	84
青色申告部会	1	74	茶生産部会	1	7
農業機械化部会	1	41	酪農部会	1	2
水稻高度栽培研究会	1	7	共済協力会	1	12
青 壯 年 部	1	15	あおぞら会	1	50
年金友の会	5	1,199			

(注) 当JAの主な組合員組織を記載しています。

6. 施設の設置状況

(1) 主要な施設の名称及び所在地

種 別	名 称	所在地	備 考
事 務 所	本所	愛川町中津747	
事 務 所	事業本部	愛川町三増891	
事 務 所	中津支所	愛川町中津747	
事 務 所	春日台出張所	愛川町中津1716-1	
事 務 所	高峰支所	愛川町三増891	
事 務 所	半原支所	愛川町半原1526	
事 務 所	田代出張所	愛川町田代86-8	
事 務 所	グリーンセンターあいかわ	愛川町中津747	賃貸先・(株)県央あいかわ
事 務 所	ギフトプラザあいかわ	愛川町中津747	賃貸先・(株)県央あいかわ
事 務 所	葬祭利用相談所	愛川町中津747	賃貸先・(株)県央あいかわ
事 務 所	農機サービスセンター	愛川町三増891	
事 務 所	高峰給油所	愛川町三増891	賃貸先・(株)県央あいかわ
農産物直売所	ふれあい旬鮮市中津店	愛川町中津747	
農産物直売所	ふれあい旬鮮市春日台店	愛川町中津1716-1	補助金
農 業 施 設	水稻育苗センター	愛川町角田3167	補助金
農 業 施 設	ライスセンター	愛川町角田2427	補助金
農 業 施 設	荒茶工場	愛川町半原807-1	
農 業 倉 庫	高峰倉庫	愛川町三増891	補助金
農 業 倉 庫	角田倉庫	愛川町角田2427-3	補助金

(2) 特定信用事業代理業者の状況

① 代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
神奈川県信用農業協同組合連合会	横浜市中区海岸通1-2-2	農林水産金融業

② 代理業を営む営業所又は事業所数の推移

前期末	増加	減少	当期末
2	-	-	2

(3) 共済代理店の状況

① 共済代理店数の推移

前期末	増加	減少	当期末
16	-	-	16

7. 子会社の状況

	株式会社県央あいかわ	あいかわ茶(株)
区分	子会社	子会社
代表者名	馬場紀光	篠崎庄次
設立年月日	平成26年3月4日	平成26年3月4日
所在地	愛川町中津747番地	愛川町中津747番地
主な事業内容	石油製品・プロパンガス・農業用資材・葬祭・贈答品等の販売	茶園管理作業の受委託等
施設概要	3	1
資本金総額（発行済株式）	3,000万円（600株）	150万円（150株）
うち組合出資額（組合保有株数）	3,000万円（600株）	129万円（129株）
組合の議決権保有割合	100%	86%
当期純利益	7,315千円	201千円
役員数	2	4
うち組合役員との兼職者数	2	1
うち組合職員との兼職者数（出向者を含む）	-	-
職員数	8	1
うち組合からの出向職員（兼職者を含む）	5	1

(貸借対照表)

第36期
(平成29年度)

貸借対照表

平成30年2月28日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
1. 信用事業資産		67,399,684
(1) 現 金		178,481
(2) 預 金		47,349,349
系 統 預 金	47,331,183	
系 統 外 預 金	18,166	
(3) 有 価 証 券		9,354,411
国 債	2,722,210	
地 方 債	3,562,340	
政 府 保 証 債	241,730	
受 益 証 券	2,828,130	
(4) 貸 出 金		10,581,292
(5) その他の信用事業資産		356,353
未 収 収 益	329,395	
そ の 他 の 資 産	26,957	
(6) 貸 倒 引 当 金		△ 420,203
2. 共済事業資産		57,824
(1) 共済貸付金		56,157
(2) 共済未収利息		710
(3) その他の共済事業資産		956
3. 経済事業資産		30,771
(1) 経済事業未収金		3,480
(2) 経済受託債権		294
(3) 棚 卸 資 産		26,848
購 買 品	2,856	
販 売 品	5,611	
そ の 他 の 棚 卸 資 産	18,380	
(4) その他の経済事業資産		158
(5) 貸 倒 引 当 金		△ 10
4. 雑資産		115,539
(1) 雑 資 産		115,594
(2) 貸 倒 引 当 金		△ 54
5. 固定資産		1,893,706
(1) 有形固定資産		1,887,920
建 物	1,754,807	
機 械 装 置	398,556	
土 地	742,412	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	549,062	
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,556,919	
(2) 無形固定資産		5,786
6. 外部出資		3,114,120
(1) 外 部 出 資		3,114,120
系 統 出 資	2,965,510	
系 統 外 出 資	117,320	
子 会 社 等 出 資	31,290	
資 産 の 部 合 計		72,611,647

(単位：千円)

科 目	金 額	
(負債の部)		
1. 信用事業負債		66,433,244
(1) 貯 金	66,348,961	
(2) 借 入 金	884	
(3) その他の信用事業負債	83,398	
未 払 費 用	4,861	
そ の 他 の 負 債	78,537	
2. 共済事業負債		148,676
(1) 共済借入金	56,157	
(2) 共済資金	28,839	
(3) 共済未払利息	708	
(4) 未経過共済付加収入	62,623	
(5) 共済未払費用	308	
(6) その他の共済事業負債	39	
3. 経済事業負債		6,688
(1) 経済事業未払金	6,688	
4. 雑負債		53,139
(1) 未払法人税等	1,313	
(2) 資産除去債務	3,274	
(3) その他の負債	48,551	
5. 諸引当金		124,842
(1) 賞与引当金	26,891	
(2) 退職給付引当金	34,160	
(3) 役員退職慰労引当金	63,790	
6. 繰延税金負債		20,832
負債の部合計		66,787,424
(純資産の部)		
1. 組合員資本		5,719,958
(1) 出 資 金		510,368
(2) 資本準備金		2,337
(3) 利益剰余金		5,209,978
利益準備金	1,298,000	
その他利益剰余金	3,911,978	
事業基盤強化積立金	1,409,111	
教育基金	150,000	
都市農業振興基金	190,000	
情報化対策積立金	100,000	
中津支所事務所改修等・ 周辺施設整備事業積立金	250,000	
総合農業施設整備積立金	150,000	
特別積立金	1,276,149	
当期未処分剰余金	386,717	
(うち当期剰余金)	(69,903)	
(4) 処分未済持分		△ 2,725
2. 評価・換算差額等		104,264
(1) その他有価証券評価差額金		104,264
純資産の部合計		5,824,222
負債及び純資産の部合計		72,611,647

第36期

(平成29年度)

損益計算書

平成29年3月1日～平成30年2月28日

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 事業総利益	872,302
(1) 信用事業収益	681,107
資金運用収益	579,025
(うち預金利息)	(4,651)
(うち有価証券利息)	(122,225)
(うち貸出金利息)	(121,918)
(うち受取奨励金)	(276,427)
(うち受取事業分量配当金)	(53,803)
(うちその他受入利息)	(0)
役務取引等収益	33,536
その他事業直接収益	59,630
その他経常収益	8,915
(2) 信用事業費用	68,495
資金調達費用	7,814
(うち貯金利息)	(6,121)
(うち給付補填備金繰入)	(683)
(うち譲渡性貯金利息)	(10)
(うち借入金利息)	(16)
(うちその他支払利息)	(982)
役務取引等費用	10,229
その他経常費用	50,450
信用事業総利益	612,612
(3) 共済事業収益	263,138
共済付加収入	247,079
共済貸付金利息	1,397
その他の収益	14,661
(4) 共済事業費用	13,935
共済借入金利息	1,397
共済推進費	9,163
その他の費用	3,374
共済事業総利益	249,203
(5) 購買事業収益	126,020
購買品供給高	121,817
(購買品供給高(値引控除前))	(123,568)
(売上値引)	(△ 1,750)
購買手数料	4,202
(6) 購買事業費用	112,742
購買品供給原価	110,786
その他の費用	1,955
購買事業総利益	13,278
(7) 販売事業収益	21,774
販売品販売高	13,857
販売手数料	7,157
その他の収益	759
(8) 販売事業費用	12,850
販売品販売原価	11,292
その他の費用	1,558
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)
販売事業総利益	8,923
(9) 加工事業収益	20,234
(10) 加工事業費用	16,606
加工事業総利益	3,628

(単位：千円)

科 目	金 額	
(11) 利用事業収益	19,660	
(12) 利用事業費用	11,303	
利用事業総利益		8,357
(13) 宅地等供給事業収益	1,051	
(14) 宅地等供給事業費用	326	
宅地等供給事業総利益		724
(15) 育苗事業収益	7,762	
(16) 育苗事業費用	7,439	
育苗事業総利益		322
(17) 農業経営事業収益	21,400	
(18) 農業経営事業費用	28,356	
農業経営事業総損失		6,955
(19) 指導事業収入	691	
(20) 指導事業支出	15,786	
指導事業収支差額		△ 15,094
(21) 教育事業費用	2,697	
教育事業総損失		2,697
2. 事業管理費		862,784
(1) 人件費	585,940	
(2) 業務費	93,821	
(3) 諸税負担金	38,886	
(4) 施設費	142,799	
(5) その他事業管理費	1,335	
事業利益		9,517
3. 事業外収益		84,884
(1) 受取雑利息	258	
(2) 受取出資配当金	42,276	
(3) 賃貸料	36,025	
(4) 貸倒引当金戻入益	4,429	
(5) 雑収入	1,895	
4. 事業外費用		18,655
(1) 寄付金	50	
(2) 賃貸費用	16,979	
(3) 雑損失	1,624	
(4) 貸倒引当金繰入	1	
経常利益		75,747
5. 特別利益		16,313
(1) 固定資産処分益	399	
(2) 一般補助金	1,300	
(3) 退任慰労金返還益	14,613	
6. 特別損失		4,922
(1) 固定資産処分損	622	
(2) 固定資産圧縮損	1,300	
(3) 35周年記念品費用	3,000	
税引前当期利益		87,138
法人税、住民税及び事業税	9,642	
法人税等調整額	7,592	
法人税等合計		17,235
当期剰余金		69,903
当期首繰越剰余金		316,814
当期末処分剰余金		386,717

第36期 注記表

(平成29年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券は償却原価法（定額法）。
- (2) 子会社株式は移動平均法による原価法。
- (3) その他有価証券のうち時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。時価のないものは移動平均法による原価法。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

経理規程に基づき、それぞれ次のとおり計上しています。

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定められている資産自己査定基準及び経理規程、資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員のリ退任にともなう慰労金の支払いに備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によつています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却しています。

6. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、残高千円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

II. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 土地収用法を受けて、また国庫補助金の受領等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は116,460千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額
土 地	12,227	—
建 物	30,709	—
建物附属設備	21,754	—
構 築 物	625	—
機 械 装 置	45,793	1,300
車両運搬具	4,659	—
器具・備品	691	—
合 計	116,460	1,300

2. リース取引関係

リース取引は解約可能なオペレーティング・リース取引であり、当該取引の解約金の金額は3,836千円です。

3. 担保に供している資産について

愛川町との取引の担保として信連預金55,000千円を差し入れています。

県企業庁との取引の担保として信連預金1,000千円を差し入れています。

4. 子会社に対する金銭債権・債務の総額

子会社に対する金銭債権の総額 38千円

子会社に対する金銭債務の総額 60,505千円

5. 役員に対する金銭債権・債務の総額

役員に対する金銭債権の総額	- 千円
役員に対する金銭債務の総額	- 千円

6. 貸借対照表に計上した貸出金のうちリスク管理債権の金額は次のとおりです。

(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は2,052千円、延滞債権額は600,710千円です。

なお、破綻先債権とは、自己査定で破綻先に区分された債務者に対する貸出金のうち、会社更生、民事再生、破産などの申立のあった債務者、又は手形交換所から取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金をいいます。

また、延滞債権とは、自己査定で破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金のうち、破綻先債権に該当しないものをいいます。

(2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権に該当するものはありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は602,763千円です。なお、これらの債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

子会社との事業取引による取引高の総額および事業取引以外の取引による取引高の総額は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	30,108千円
うち事業取引高	2,885千円
うち事業取引以外の取引高	27,222千円
子会社との取引による費用総額	12,777千円
うち事業取引高	10,450千円
うち事業取引以外の取引高	2,327千円

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の住民や団体などへ貸付け、残った余裕金を神奈川県信用農業協同組合連合会やその他の金融機関へ預けているほか、国債や地方債、公社債投資信託などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券・公社債投資信託であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部にリスク管理課を設置し各支所との連携を図

りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、ALMを基本に、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクの的確なコントロールに努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換および余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.15%下落したものと想定した場合には、経済価値が5,186千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価等およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず、「(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	47,349,349	47,346,222	△3,126
有価証券			
満期保有目的の債券	5,605,121	6,254,300	649,178
其他有価証券	3,749,290	3,749,290	-
貸出金 (*1)	10,598,698		
貸倒引当金 (*2)	420,257		
貸倒引当金控除後	10,178,440	10,367,669	189,228
資 産 計	66,882,201	67,717,482	835,281
貯 金	66,348,961	66,343,016	△5,945
負 債 計	66,348,961	66,343,016	△5,945

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金17,406千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券および投資信託は取引金融機関等から提示された価格によつています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価格を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間にもとづく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは「(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等」の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*)	3,114,120

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	47,349,349	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	900,000	400,000	200,000	-	900,000	3,200,000
その他有価証券の うち満期のあるもの	-	-	-	-	-	3,628,130
貸出金 (*1、2)	1,362,715	674,739	538,637	488,897	464,645	6,580,344
合計	49,612,065	1,074,739	738,637	488,897	1,364,645	13,408,474

(*1) 貸出金のうち、当座貸越78,884千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等471,311千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	62,072,591	2,385,202	1,330,222	293,318	267,627	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は以下のとおりです。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	2,602,810	2,969,130	366,319
	地方債	3,002,310	3,285,170	282,859
合 計		5,605,121	6,254,300	649,178

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価または 償却原価	差 額 (*)
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	119,400	104,714	14,685
	地 方 債	560,030	499,985	60,044
	政府保証債	241,730	200,000	41,730
	受益証券	2,828,130	2,800,000	28,130
合 計		3,749,290	3,604,699	144,590

(*) 上記差額から繰延税金負債40,326千円を差し引いた額104,264千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券
当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

国債	売却額	1,358,839千円	売却益	59,630千円
----	-----	-------------	-----	----------

- (4) 当年度中に保有目的が変更となった有価証券
当年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当組合の退職給付制度は、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、(一財)神奈川県農業団体共済会との契約に基づく退職給付制度(確定拠出型)および全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付型年金制度を併用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における退職給付引当金	42,587
退職給付費用	8,749
退職給付の支払額	△5,787
確定給付型年金制度への拠出金	△11,389
期末における退職給付引当金	<u>34,160</u>

- (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)
退職給付債務	278,680
年金資産	△244,520
退職給付引当金	<u>34,160</u>

(注) 退職給付債務の額は、(一財)神奈川県農業団体共済会の期末退職給付金額224,516千円を控除した金額としています。

- (4) 退職給付に関する損益

	(単位：千円)
勤務費用	8,749
その他(選択定年制度に係る割増退職金等)	590
退職給付費用	<u>9,339</u>

(注) (一財)神奈川県農業団体共済会への拠出金22,113千円は「退職共済掛金」で処理しています。

- (5) 退職給付債務等の計算基礎

①退職給付債務の計算は、在籍する職員については退職給付に係る期末自己都合要支給額(年金制度移行部分を含む)をもって退職給付債務とし、年金受給者については年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務としています。

2. 福利厚生費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,785千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は95,246千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給与引当金	9,525
個別貸倒引当金	19,066
役員退職慰労引当金	17,791
減損損失否認（土地）	28,047
賞与引当金	7,497
その他	4,895
繰延税金資産小計	86,824
評価性引当額	△66,363
繰延税金資産合計（A）	20,461
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△40,326
その他	△967
繰延税金負債合計（B）	△41,293
繰延税金負債の純額（A） + （B）	△20,832

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.88%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.88%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.99%
事業分量配当等永久差異に該当する損金算入項目	△6.66%
住民税均等割	0.61%
評価性引当額の増減	0.91%
その他	△2.85%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>19.78%</u>

附属明細書

第36期 (平成29年度) [平成29年3月1日から平成30年2月28日まで] 附属明細書

I. 貸借対照表等の附属明細書

1. 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
出 資 金	531,436	11,904	32,972	510,368
資 本 準 備 金	2,337	-	-	2,337
利 益 剰 余 金	5,168,930	179,903	138,855	5,209,978
利 益 準 備 金	1,298,000	-	-	1,298,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,870,930	179,903	138,855	3,911,978
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	1,409,111	-	-	1,409,111
教 育 基 金	150,000	-	-	150,000
都 市 農 業 振 興 基 金	180,000	10,000	-	190,000
情 報 化 対 策 積 立 金	100,000	-	-	100,000
中津支所事務所改修等・ 周辺施設整備事業積立金	200,000	50,000	-	250,000
総 合 農 業 施 設 整 備 積 立 金	100,000	50,000	-	150,000
特 別 積 立 金	1,276,149	-	-	1,276,149
当 期 未 処 分 剰 余 金	455,669	69,903	138,855	386,717
処 分 未 済 持 分	△3,749	△1,500	△2,524	△2,725
合 計	5,698,954	190,307	169,303	5,719,958

(注) 事業基盤強化積立金など目的積立金の積立目的等は、49ページの剰余金処分案の別表を参照願います。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	
有 形 固 定 資 産	建 物	1,753,243	1,564	-	1,754,807	47,849	840,205
	構 築 物	194,477	2,240	-	196,718	7,173	154,877
	機 械 装 置	398,851	2,974	3,270	398,556	36,526	271,706
	車 両 運 搬 具	74,203	915	3,534	71,584	2,231	68,582
	器 具 備 品	265,516	18,485	27,474	256,526	20,811	219,906
	土 地	742,412	-	-	742,412	-	-
	そ の 他 固 定 資 産	14,186	10,046	-	24,233	692	1,640
	計	3,442,892	36,226	34,278	3,444,839	115,283	1,556,919
無 形 固 定 資 産	ソ フ ト ウ ェ ア	8,587	-	2,800	5,786	2,800	-
	計	8,587	-	2,800	5,786	2,800	-
固 定 資 産 合 計	3,451,479	36,226	37,079	3,450,626	118,084	1,556,919	

(注) 器具備品の当期増加高は、主にオープン出納機システム3台の取得12,046千円によるものです。

3. 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加高	当期減少高	当 期 末 高 残 高	
系 統 出 資	神奈川県信用農業協同組合連合会	2,027,620 (うち 86,000)	286,000 (うち -)	46,000 (うち 46,000)	2,267,620 (うち 40,000)	
	神奈川県厚生農業協同組合連合会	41,200	-	-	41,200	
	農 林 中 央 金 庫	5,840	-	-	5,840	
	全国農業協同組合連合会	50,600	-	-	50,600	
	全国共済農業協同組合連合会	600,000	-	-	600,000	
	日本文化厚生農業協同組合連合会	250	-	-	250	
小 計		2,725,510 (うち 86,000)	286,000 (うち -)	46,000 (うち 46,000)	2,965,510 (うち 40,000)	
系 統 外 出 資	株	(株)神奈川県農協情報センター	45,700	-	-	45,700
		神奈川県農協信用保証(株)	6,000	-	-	6,000
		(株) 農 協 観 光	1,000	-	-	1,000
		(株) エ ー コ ー プ 関 東	20,000	-	-	20,000
		(株) 神 奈 川 食 肉 セ ン タ ー	1,200	-	-	1,200
		(株) 日 本 農 業 新 聞	50	-	-	50
		カナケイ産業(株)	1,000	-	300	700
		(株)神奈川県農協茶業センター	10,100	-	-	10,100
		(株)ジェイエーアメニティーハウス	5,000	-	-	5,000
	その他	神奈川県農業信用基金協会	27,570	-	-	27,570
小 計		117,620	-	300	117,320	
子 会 社 等 出 資	株	(株) 県 央 あ い か わ	30,000	-	-	30,000
		あ い か わ 茶 (株)	1,290	-	-	1,290
	小 計		31,290	-	-	31,290
合 計		2,874,420 (うち 86,000)	286,000 (うち -)	46,300 (うち 46,000)	3,114,120 (うち 40,000)	

(注) () 書きは回転出資金です。

4. 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	424,697	420,268	-	424,697	420,268
一般貸倒引当金	32,698	31,495		32,698	31,495
うち信用事業	32,627	31,429		32,627	31,429
うち購買事業	16	8		16	8
うち販売事業	1	1		1	1
うちその他事業	-	-		-	-
うち事業外	53	54		53	54
個別貸倒引当金	391,998	388,773	-	391,998	388,773
うち信用事業	391,998	388,773	-	391,998	388,773
うち購買事業	-	-	-	-	-
うち販売事業	-	-	-	-	-
うちその他事業	-	-	-	-	-
うち事業外	-	-	-	-	-
賞与引当金	24,036	26,891	24,036	-	26,891
退職給付引当金	42,587	8,749	17,177	-	34,160
役員退職慰労引当金	58,121	5,669	-	-	63,790
合 計	549,443	461,579	41,213	424,697	545,111

(注) 貸倒引当金の目的使用以外の当期減少高は、経理規程に基づく全額洗替によるものです。

5. 子会社との間の取引並びに子会社に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(1) 子会社との取引の明細

(単位：千円)

区分	会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
子会社	(株)県央あいかわ	信用事業	125	1,748	収益：振込手数料 費用：信用雑費他
		共済事業	25	965	収益：共済付加収入 費用：共済雑費
		購買事業	1,724	679	収益：購買品供給高 費用：購買雑費他
		その他	27,222	6,031	収益：賃貸料、配当金他 費用：その他費用
	計	29,097	9,426		
	あいかわ茶(株)	農業経営事業	1,010	3,351	機械賃貸料、委託作業費
	計	1,010	3,351		
合 計			30,108	12,777	

(2) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

区分	会社名	取引内容	金銭債権			金銭債務		
			当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
子会社	(株)県央あいかわ	貯金	-	-	-	52,402	56,644	4,242
		購買未収金	49	38	△10	-	-	-
		計	49	38	△10	52,402	56,644	4,242
	あいかわ茶(株)	貯金	-	-	-	3,516	3,860	344
計		-	-	-	3,516	3,860	344	
合 計		計	49	38	△10	55,918	60,505	4,587

6. 役員との間の取引等の明細

(単位：千円)

役職等	取引区分及び金額		摘 要
	取引の区分	取 引 金 額	
理事（-名）	金銭の貸付	当期取引金額	-
		当期首残高	-
		当期末残高	-
		当期増減額	-

7. 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	45,357
	給 料 手 当	455,633
	うち賞与引当金繰入	26,891
	福 利 厚 生 費	84,702
	退 職 共 済 掛 金	22,113
	退 職 給 付 費 用	9,339
	役 員 退 職 慰 労 金	5,669
	うち役員退職慰労引当金繰入	5,669
	出 向 負 担 金 受 入 額	△ 36,874
		計
業 務 費	会 議 費	3,474
	接 待 交 際 費	1,297
	宣 伝 広 告 費	574
	通 信 費	6,092
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	12,507
	図 書 ・ 研 修 費	2,250
	事 務 委 託 費	63,843
	旅 費	3,779
	計	93,821
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	26,130
	支 払 賦 課 金	11,865
	分 担 金	891
	計	38,886
施 設 費	減 価 償 却 費	101,618
	保 守 修 繕 費	14,400
	保 険 料	7,063
	水 道 光 熱 費	9,739
	賃 借 料	1,925
	消 耗 備 品 費	506
	施 設 管 理 費	7,474
	そ の 他 施 設 費	70
	計	142,799
その他事業管理費		1,335
合 計		862,784

8. 事業別の明細

(1) 信用事業

①貯金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
当 座 性 貯 金	35,396,828
定 期 貯 金	30,127,366
定 期 積 金	824,766
計	66,348,961

②貸出金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	345,600
証 書 貸 付 金	8,716,808
当 座 貸 越	78,884
金 融 機 関 貸 付	1,440,000
計	10,581,292

(2) 共済事業

①長期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
生 命 総 合 共 済	574,193
終 身 共 済	347,193
養 老 生 命 共 済	160,000
う ち こ ど も 共 済	73,000
医 療 共 済	59,000
介 護 共 済	8,000
建 物 更 生 共 済	15,038,620
長 期 共 済 合 計	15,612,813

(注) 金額は保障金額（医療共済の保障金額は付加された定期特約金額等、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額）です。

②長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
生 命 総 合 共 済	67,201,849
終 身 共 済	44,248,905
定 期 生 命 共 済	32,000
養 老 生 命 共 済	20,595,372
う ち こ ど も 共 済	4,566,600
医 療 共 済	1,259,325
が ん 共 済	84,500
定 期 医 療 共 済	657,800
介 護 共 済	323,947
建 物 更 生 共 済	91,266,957
長 期 共 済 合 計	158,468,807
共 済 付 加 収 入	188,871

(注) 1. 金額（「共済付加収入」を除く）は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額）です。

2. 「共済付加収入」には医療共済・がん共済・定期医療共済（入院共済金額）、年金共済（年金年額）、介護共済（介護共済金額）の共済付加収入が含まれています。

③医療系共済の入院共済金額新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
医 療 共 済	315
が ん 共 済	20
合 計	335

(注) 金額は入院共済金額です。

④医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
医 療 共 済	7,646
が ん 共 済	1,165
定期医療共済	1,210
合 計	10,021

(注) 金額は入院共済金額です。

⑤介護共済の介護共済金額新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
介 護 共 済	9,061

(注) 金額は介護共済金額です。

⑥介護共済の介護共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
介 護 共 済	476,777

(注) 金額は介護共済金額です。

⑦年金共済の年金新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
年 金 共 済	39,463

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）です。

⑧年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
年 金 開 始 前	467,328
年 金 開 始 後	377,311
合 計	844,640

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）です。

⑨短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類		金 額
掛 金	火 災 共 済	9,079
	自 動 車 共 済	199,636
	傷 害 共 済	448
	定 額 定 期 生 命 共 済	64
	賠 償 責 任 共 済	284
	自 賠 責 共 済	44,033
合 計		253,547
共 済 付 加 収 入		58,208

(3) 購買事業

(単位：千円)

品 目		当 期 取 扱 高
生 産 資 材	肥 料	7,873
	飼 料	8,061
	農 薬	6,536
	農 機 具	8,537
	そ の 他	4,436
小 計		35,445
生 活 物 資	主 食	14,763
	自 動 車	13,864
	住 宅 営 繕	33,833
	そ の 他	25,660
小 計		88,122
買 取 購 買 取 扱 高 合 計		123,568
幹 旋 購 買 取 扱 高		87,910
購 買 取 扱 高 合 計		211,478

(注) 幹旋購買取扱高は全額が施設に係る取扱高です。

(4) 販売事業

(単位：千円)

品 目	区 分	当 期 取 扱 高
米	買 取	7,900
青 果 物	買 取	5,482
	受 託	54,784
茶	買 取	475
植 木 ・ 花 き	受 託	11,455
合 計	買 取	13,857
	受 託	66,240
	計	80,098

(5) 指導事業・教育基金事業

①指導事業

(単位：千円)

項 目		金 額
収 入	指 導 補 助 金	691
	計	691
支 出	営 農 改 善 費	2,098
	農 政 活 動 費	140
	生 活 文 化 費	2,033
	教 育 情 報 費	3,223
	組 織 育 成 費	7,712
	そ の 他 指 導 費 用	577
計		15,786
差 引		△ 15,094

②教育基金事業

(単位：千円)

項 目	金 額
組 合 員 教 育	573
生 産 と く ら し 部 会 員 教 育	1,200
ス ポ ー ツ 活 動	88
職 員 教 育	835
合 計	2,697

(注) 教育基金積立額に対する運用益15千円を活用して実施しました。

Ⅱ. 事業報告の附属明細書

1. 役員に対する報酬等

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	34,424	34,461
監 事	10,933	11,096
合 計	45,357	45,557

2. 役員等の兼職・兼業の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
代表理事組合長	馬場 紀光	常 勤	有	(株)県央あいかわあいかわ茶(株)農業	代 表 取 締 役 取 締 役 -
専務理事	熊坂 道明	常 勤	無	カナケイ産業(株) (株)神奈川県農協茶業センター 神奈川県茶業振興協議会 農 業	取 締 役 取 締 役 理 事 -
常務理事	倉田 資展	常 勤	無	神奈川県協同健康保険組合 農 業	理 事 -

剰余金処分案

第36期（平成29年度）剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	386,717,346
2. 剰余金処分額	138,438,990
(1) 任意積立金	110,000,000
① 都市農業振興基金	(10,000,000)
② 中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金	(50,000,000)
③ 総合農業施設整備積立金	(50,000,000)
(2) 出資配当金	7,621,324
(3) 事業分量配当金	20,817,666
3. 次期繰越剰余金	248,278,356

(注) 1. 出資配当は年1.5%の割合です。

2. 事業の利用分量に対する配当金の基準及び内訳は次のとおりです。

(1) 定期貯金・積立定期貯金平均残高に対して	0.08%	19,879,089円
(2) 定期積金平均残高に対して	0.08%	520,577円
(3) 年間購買売上に対して	0.6%	418,000円

(ただし、配当金額の100円未満については切り捨てます。)

3. 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。

以 上

<別表>

種 類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準
事業基盤強化積立金	組合の事業および経営の改善発達のための支出にあてる。	2,190,957,479円	期末総資産残高の3.0/100を上限として積立てる。	新たな事業機能への対応、組合員サービス・体制の充実等への支出のほか、理事会の決議によって必要と認めた範囲内で相当額を取崩す。
教育基金	組合員および役職員に対する教育活動を促進するため、運用益によってその財源を確保する。	150,000,000円	目標額に達するまで、每期継続して剰余金の中から計画的に積立てる。	総(代)会の決議により取崩す。
都市農業振興基金	農業後継者の育成や農地の有効利用等、農業経営基盤を強化するため、運用益によってその財源を確保するとともに、農業生産資材価格高騰の支援対策に必要な資金を計画的に準備する。	300,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。	総(代)会の決議により取崩す。ただし緊急性を要する農業生産資材価格高騰の支援対策に充てる場合は、支援として支出した額の範囲内において理事会の決議により取崩すことができる。
情報化対策積立金	情報システムの開発・活用と既存システムの再構築など総合的情報化に対応するための資金を計画的に準備する。	100,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。	情報化関連支出で緊急性を要する場合、理事会の決議により取崩す。
中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金	中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業に必要な資金を計画的に準備する。	500,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。	目標額が達成し、かつ中津支所事務所の改修等及び周辺の施設整備がされたとき理事会の決議により取崩す。
総合農業施設整備積立金	総合農業施設の建設に伴う固定資産を取得するために必要な資金を計画的に準備する。	300,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積立てる。	総合農業施設を取得した年度にその全額を理事会の決議により取崩す。

(注) 本年度の剰余金処分により積立を行う目的積立金以外の目的積立金についても併せて記載しています。

独立監査人の監査報告書

県央愛川農業協同組合
理事会 御中

平成30年4月24日

全国農業協同組合中央会
監査委員長 大森 一幸 ㊞

本会は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第7条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の法第37条の2第1項の規定に基づき、県央愛川農業協同組合の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第36期（平成29年度）の農業協同組合法第36条第2項に定める書類、すなわち事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びに附属明細書について監査を行った。

決算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

本会の責任は、本会が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算書類に対する意見を表明することにある。本会は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて定めた「農業協同組合中央会監査基準」に準拠して監査を行った。監査の基準は、本会に決算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、本会の判断により、不正又は誤謬による決算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、本会は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算書類の表示を検討することが含まれる。

本会は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

監査の結果、本会の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

組合と監査に従事した監査士との間には、全国農業協同組合中央会監査規程の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

この監査報告書は原本と相違ありません。

監査報告書

私たち監事は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第36期事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他使用人及びその他監事が適切に職務を遂行するに当たり必要と判断した者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社等については、子会社等の取締役、監査役及びその使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。

さらに、全国農業協同組合中央会から「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」及び「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項」について通知及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、全国農業協同組合中央会が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査報告の内容の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 全国農業協同組合中央会の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 剰余金処分案は、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 全国農業協同組合中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関し指摘すべき事項は認められません。

平成30年4月26日

県 央 愛 川 農 業 協 同 組 合

代表監事	小 林	弘	ⓐ
監 事	中 村	義 市	ⓐ
常勤監事	加 藤	一 男	ⓐ
員外監事	金 子	達 郎	ⓐ

この監査報告書は原本と相違ありません。

部門別損益計算書

第36期（平成29年度）部門別損益計算書

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	う ち 生 活 購 買 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,163,776	681,107	263,138	127,692	91,146	90,095	691	
事業費用 ②	291,474	68,495	13,935	109,845	95,301	80,665	3,897	
事業総利益③=①-②	872,302	612,612	249,203	17,847	△ 4,154	9,429	△ 3,206	
事業管理費 ④	862,784	449,560	174,209	118,547	70,860	32,170	49,605	
（うち減価償却費⑤）	(101,618)	(55,699)	(20,274)	(13,930)	(6,477)	(4,130)	(5,237)	
（うち人件費⑤'）	(585,940)	(303,043)	(120,632)	(78,076)	(50,921)	(22,155)	(33,266)	
※うち共通管理費⑥		195,955	75,506	33,480	16,555	8,579	13,640	△ 335,138
（うち減価償却費⑦）		(53,055)	(20,443)	(9,064)	(4,482)	(2,322)	(3,693)	(△ 90,740)
（うち人件費⑦'）		(102,531)	(39,508)	(17,518)	(8,662)	(4,489)	(7,137)	(△ 175,358)
事業利益 ⑧=③-④	9,517	163,051	74,993	△ 100,700	△ 75,015	△ 22,740	△ 52,811	
事業外収益 ⑨	84,884	52,177	19,353	5,150	6,657	5,754	1,545	
※うち共通分 ⑩		22,198	8,553	3,792	1,875	971	1,545	△ 37,966
事業外費用 ⑪	18,655	10,908	4,202	1,864	921	477	759	
※うち共通分 ⑫		10,906	4,202	1,863	921	477	759	△ 18,653
経常利益⑬=⑧+⑨-⑪	75,747	204,321	90,144	△ 97,414	△ 69,278	△ 17,464	△ 52,025	
特別利益 ⑭	16,313	8,544	3,292	3,159	721	374	594	
※うち共通分 ⑮		8,544	3,292	1,459	721	374	594	△ 14,613
特別損失 ⑯	4,922	1,767	675	2,015	341	76	122	
※うち共通分 ⑰		1,754	675	299	148	76	122	△ 3,000
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	87,138	211,098	92,761	△ 96,270	△ 68,898	△ 17,166	△ 51,553	
営農指導事業分配賦額 ⑲		35,313	16,239	-	-	-	△ 51,553	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	87,138	175,784	76,522	△ 96,270	△ 68,898	△ 17,166		

（注） 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1） 共通管理費 事業総利益割50%・人頭割50%

（2） 営農指導事業 事業利益割り

2. 配賦割合（1.の配賦基準で算出した配賦割合）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	う ち 生 活 購 買 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	58.4%	22.5%	9.9%	4.9%	2.5%	4.0%	100%
営農指導事業	68.5%	31.5%	-	-	-		100%

定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について(第2号議案)

(変更理由)

平成28年4月1日施行の改正農業協同組合法による会計監査人の規定の新設や中央会に関する規定の削除等への対応に伴い、模範定款例が変更されたことから、当組合の定款の一部を下記の通り変更いたしたい。

また、同法において、平成31年に開催する通常総代会終了の時から、理事の過半数を認定農業者又は組合の事業又は法人の経営に実践的な能力を有する者で構成することが新たに規定された。この法改正を受けて当組合では、新たに「改正農協法に則した役員選出に伴う組織体制整備審議会」を立ち上げ、要件を充足しうる理事体制や役員定数および選出方法、常勤役員執行体制について検討を重ねてきた。

については、模範定款例の変更による変更に加え、次期役員改選期より同審議会の検討結果を踏まえた役員体制を構築していくため、定款及び定款附属書役員選任規程の一部を併せて変更いたしたい。

定款 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

>

変更案	現行
目 次	目 次
第1章 総則 (第1条-第6条)	第1章 総則 (第1条-第6条)
第2章 事業 (第7条-第11条)	第2章 事業 (第7条-第11条)
第3章 組合員 (第12条-第21条)	第3章 組合員 (第12条-第21条)
第4章 出資及び経費分担 (第22条-第26条)	第4章 出資及び経費負担 (第22条-第26条)
第5章 役職員 (第27条-第36条)	第5章 役職員 (第27条-第36条)
第5章の2 <u>会計監査人 (第36条の2-第36条の7)</u>	【新設】
第6章 総会 (第37条-第49条)	第6章 総会 (第37条-第49条)
第7章 総代会 (第50条-第52条)	第7章 総代会 (第50条-第52条)
第8章 理事会 (第53条-第57条)	第8章 理事会 (第53条-第57条)
第9章 会計 (第58条-第68条)	第9章 会計 (第58条-第68条)
第10章 雑則 (第69条-第70条)	第10章 雑則 (第69条-第70条)
第1条~第4条 (略)	第1条~第4条 (略)
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、神奈川新聞に掲載する方法によってこれをする。	第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、神奈川新聞に掲載する方法によってこれをする。
2 <u>前項の規定にかかわらず、民間公益活</u>	【新設】

変更案	現行
<p><u>動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。</u></p> <p>3 <u>第1項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (32) (略)</p> <p><u>(33) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u></p> <p><u>(34) 前各号の事業に附帯する事業</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第33号までの事業（第21号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第22号、第24号及び第25号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び</p>	<p>2 <u>前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (32) (略)</p> <p>【新設】</p> <p><u>(33) 前各号の事業に附帯する事業</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第32号までの事業（第21号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第22号、第24号及び第25号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び</p>

変更案	現行
<p>第 22 号から第 33 号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第 2 項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第 22 号から第 32 号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第 2 項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>第 11 条 (略)</p>	<p>第 11 条 (略)</p>
<p>第 12 条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>(1) この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが<u>適当 (削除)</u>と認められるもの</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの(前項第 4 号及び前号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 12 条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>(1) この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが<u>適当である</u>と認められるもの</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第 1 項、第 2 号又は第 3 号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの(前項第 4 号及び前号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(除名)</p> <p>第 19 条 組合員が、次の各号及び第 2 項のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日 10 日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 1 年間この組合の事業を全く利用</p>	<p>(除名)</p> <p>第 19 条 組合員が、次の各号及び第 2 項のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日 10 日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 1 年間この組合の事業を全く利用</p>

変更案	現行
<p>しないとき。</p> <p>(2) 第 22 条及び第 23 条の規定による出資の払込み及び第 24 条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。</p> <p>(3) ～ (8) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>しないとき。</p> <p>(2) 第 22 条及び第 23 条の規定による出資の払込み及び第 25 条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。</p> <p>(3) ～ (8) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第 20 条～第 26 条 (略)</p>	<p>第 20 条～第 26 条 (略)</p>
<p>(役員の数)</p> <p>第 27 条 この組合に、役員として理事 <u>10</u> 人以上 <u>11</u> 人以内及び監事 3 人以上 4 人以内を置く</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(役員の数)</p> <p>第 27 条 この組合に、役員として理事 <u>12</u> 人以上 <u>13</u> 人以内及び監事 3 人以上 4 人以内を置く。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第 28 条～第 32 条 (略)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第 33 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>第 28 条～第 32 条 (略)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第 33 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p> <p>2～10 (略)</p>
<p><u>11</u> 監事は、<u>会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。</u></p> <p><u>12</u> 監事は、<u>その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。</u></p> <p><u>13</u> 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。</p> <p><u>14</u> 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、</p>	<p>【新設】</p> <p><u>11</u> 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。</p> <p><u>12</u> 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、</p>

変更案	現行
<p>その行為をやめることを請求することができる。</p> <p><u>15 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。</u></p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 35 条 役員任期は、就任後 3 年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任（役員数が、その定数の下限を下回らないで行う場合を含む。）又は増員による選任並びに第 30 条及び法第 95 条第 2 項の規定による改選並びに法第 96 条の規定による決議の取消しによる選任によって選任される役員任期は、その選任の際に現に就任している役員任期の満了する時までとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p><u>第 5 章の 2 会計監査人</u> (<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第 36 条の 2 この組合は、会計監査人を設置する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p><u>第 36 条の 3 会計監査人は、総会において選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第 36 条の 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がなされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。</u></p>	<p>その行為をやめることを請求することができる。</p> <p><u>13 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。</u></p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 35 条 役員任期は、就任後 3 年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任（役員数が、その定数の下限を下回らないで行う場合を含む。）又は増員による選任並びに第 30 条及び法第 95 条第 2 項の規定による改選並びに法第 96 条の規定による決議の取消しによる選任によって選任される役員任期は、その退任の際に現に就任している役員任期の満了する時までとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>【新設】</p>

変更案	現行
<p>(会計監査人の権限等)</p> <p>第 36 条の 5 <u>会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は農林水産省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参事その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p>(監事に対する報告)</p> <p>第 36 条の 6 <u>会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事案があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等の決定)</p> <p>第 36 条の 7 <u>理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。</u></p> <p>第 37 条 (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第 38 条 <u>総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 37 条 (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第 38 条 <u>総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

変更案	現行
<p>3 総会招集の通知に際しては、農林水産省令で定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「<u>総会参考書類</u>」という。）及び正組合員が議決権を行使するための書面（以下「<u>議決権行使書面</u>」という。）を交付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) <u>農業協同組合、農業協同組合連合会(削除)又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除</u></p> <p>(16) <u>会計監査人の選任、解任(監事による解任を除く。)及び不再任</u></p> <p>(17) <u>この組合の行う農業経営の内容に関すること。</u></p> <p>(17の2) <u>農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</u></p> <p>(18) <u>組合員の除名</u></p> <p>(19) <u>前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第37条の2第4項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告</u></p>	<p>3 総会招集の通知に際しては、農林水産省令で定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「<u>総会参考資料</u>」という。）及び正組合員が議決権を行使するための書面（以下「<u>議決権行使書面</u>」という。）を交付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) <u>農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会(以下「<u>中央会</u>」という。)</u>又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>法第35条の6第4項の規定による責任の免除</u></p> <p>【新設】</p> <p>(16) <u>この組合の行う農業経営の内容に関すること。</u></p> <p>(16の2) <u>農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意を行うこと</u></p> <p>(17) <u>組合員の除名</u></p> <p>(18) <u>前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>【新設】</p>

変更案	現行
<p><u>しなければならない。</u></p> <p>4 第1項第8号の合併のうち、合併によって消滅する組合（以下「消滅組合」という。）の正組合員の数が合併後存続する組合（以下「存続組合」という。）の正組合員数の5分の1を超えない場合であって、かつ、消滅組合の最終の貸借対照表の資産の額が存続組合の最終の貸借対照表の資産の額の5分の1を超えない場合における存続組合の合併は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>5 第1項第8号の新設分割のうち、新設分割によって設立する組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割をする組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合における新設分割は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>6 第1項第10号の信用事業の全部又は一部の譲受けのうち、その対価の額が最終の貸借対照表における純資産の額の5分の1を超えないときは、第1項の規定に関わらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>7 前項の信用事業の全部又は一部の譲受けに伴って第1項第10号の共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>8 第1項第14号の株式の取得、出資又は出えんのうち、当該株式の取得、出資又は出えんの額が150万円以下である場合には、同項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>(総会の報告事項) 第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。 【削除】</p>	<p>3 第1項第8号の合併のうち、合併によって消滅する組合（以下「消滅組合」という。）の正組合員の数が合併後存続する組合（以下「存続組合」という。）の正組合員数の5分の1を超えない場合であって、かつ、消滅組合の最終の貸借対照表の資産の額が存続組合の最終の貸借対照表の資産の額の5分の1を超えない場合における存続組合の合併は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>4 第1項第8号の新設分割のうち、新設分割によって設立する組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割をする組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合における新設分割は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>5 第1項第10号の信用事業の全部又は一部の譲受けのうち、その対価の額が最終の貸借対照表における純資産の額の5分の1を超えないときは、第1項の規定に関わらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>6 前項の信用事業の全部又は一部の譲受けに伴って第1項第10号の共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>7 第1項第14号の株式の取得、出資又は出えんのうち、当該株式の取得、出資又は出えんの額が150万円以下である場合には、同項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>(総会の報告事項) 第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。 (1) <u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「平成27年改正法」という。)</u> 附則第10条の規定によりなおその</p>

変更案	現行
<p>(1) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</p> <p>(2) 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容</p> <p>(3) 総会で決議した事項の処理状況</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</p> <p>第41条～第42条（略）</p> <p>（総会における役員の説明義務）</p> <p>第43条 役員は、総会において、正組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について<u>必要な説明を</u>しなければならない。ただし、次の各号に定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (6)（略）</p> <p>第44条（略）</p> <p>（総会の特別決議事項）</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1) ～ (4)（略）</p>	<p><u>効力を有するものとされた農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</u></p> <p>(2) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</p> <p>(3) 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容</p> <p>(4) 総会で決議した事項の処理状況</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</p> <p>第41条～第42条（略）</p> <p>（総会における役員の説明義務）</p> <p>第43条 役員は、総会において、正組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について<u>（追加）説明を</u>しなければならない。ただし、次の各号に定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (6)（略）</p> <p>第44条（略）</p> <p>（総会の特別決議事項）</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1) ～ (4)（略）</p>

変更案	現行
<p>(5) <u>法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項</u>の規定による責任の免除</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p>	<p>(5) 法第35条の6第4項<u>(追加)</u>の規定による責任の免除</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p>
<p>第46条~第48条 (略)</p>	<p>第46条~第48条 (略)</p>
<p>(総会の議事録)</p> <p>第49条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>(削除)</u>農林水産省令で定める事項</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第49条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>出席した理事及び監事の氏名</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>農農</u>林水産省令で定める事項</p>
<p>第50条~第54条 (略)</p>	<p>第50条~第54条 (略)</p>
<p>(理事会の決議事項)</p> <p>第55条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>1</u>組合員に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員に対する貸付金の利率の最高限度</p> <p>(11) ~ (12)</p> <p>(13) 延滞債権等（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の<u>方針</u>に関する事項</p> <p>(19) 行政庁による検査、<u>会計監査人による監査及び監事による監査の結果</u>に関する事項</p>	<p>(理事会の決議事項)</p> <p>第55条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>(追加)</u>組合員に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員に対する貸付金の利率の最高限度</p> <p>(11) ~ (12)</p> <p>(13) 延滞債権等（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の<u>方法</u>に関する事項</p> <p>(19) 行政庁による検査、<u>中央会による監査及び監事による監査の結果</u>に関する事項</p>
<p>【削除】</p>	<p><u>(20) 平成27年改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中</u></p>

変更案	現行
<p>(20) 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</p> <p>(21) 第39条第4項の規定に該当する合併</p> <p>(22) 第39条第5項の規定に該当する新設分割</p> <p>(23) 第39条第6項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け</p> <p>(24) 第39条第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。</p> <p>(25) 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項 2～4 (略)</p> <p>第56条～第70条 (略)</p>	<p><u>中央会の指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</u></p> <p>(21) 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</p> <p>(22) 第39条第3項の規定に該当する合併</p> <p>(23) 第39条第4項の規定に該当する新設分割</p> <p>(24) 第39条第5項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け</p> <p>(25) 第39条第6項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。</p> <p>(26) 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項 2～4 (略)</p> <p>第56条～第70条 (略)</p>

平成30年5月26日変更附則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
- 2 第1項の規定にかかわらず、第27条の規定については、行政庁の認可のあった日以後、最初に招集する通常総代会の終了のときから適用することとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、変更前の第39条第1項第13号、第40条第1号、第55条第1項第19号及び第20号については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に基づく存続中央会の会員である間は、なお従前の例による。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会計監査人に関する規定については、平成31年3月1日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第39条第3項の規定については、平成32年3月1日以降最初に招集する通常総代会から適用する。

附帯決議

行政庁の認可申請にあたり、字句等修正の必要がある場合には、この案の趣旨に反しない範囲において、その修正を理事会に一任する。

定款附属書役員選任規程 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

変更案	現行																																
<p>(選任議案)</p> <p>第4条 役員を選任に関する議案は、組合長がこれを総会又は総代会に提出する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の推薦会議、別表1に掲げる区域ごとに、その区域に属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 推薦会議は別表2に定める区分ごとに役員候補者を推薦する。</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 津</td> <td><u>3人</u></td> </tr> <tr> <td>高 峰</td> <td><u>3人</u></td> </tr> <tr> <td>愛 川</td> <td><u>3人</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>9人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>役 員</th> <th>推 薦 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td><u>10人以上11人以内</u> (うち認定農業者等<u>1人以上</u>、実務経験者<u>1人以上</u>)</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td><u>3人以上4人以内</u> (うち員外監事<u>1人</u>、実務経験者<u>1人</u>、ただし、員外監事と実務経験者はかねることができる。)</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	人 員	中 津	<u>3人</u>	高 峰	<u>3人</u>	愛 川	<u>3人</u>	合 計	<u>9人</u>	役 員	推 薦 定 数	理 事	<u>10人以上11人以内</u> (うち認定農業者等 <u>1人以上</u> 、実務経験者 <u>1人以上</u>)	監 事	<u>3人以上4人以内</u> (うち員外監事 <u>1人</u> 、実務経験者 <u>1人</u> 、ただし、員外監事と実務経験者はかねることができる。)	<p>(選任議案)</p> <p>第4条 役員を選任に関する議案は、組合長がこれを総会又は総代会に提出する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の推薦会議、別表1に掲げる区域ごとに、その区域に属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 推薦会議は別表2に定める区分ごとに役員候補者を推薦する。</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 津</td> <td><u>5人</u></td> </tr> <tr> <td>高 峰</td> <td><u>5人</u></td> </tr> <tr> <td>愛 川</td> <td><u>5人</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>15人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>役 員</th> <th>推 薦 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td><u>12名以上13名以内</u> (うち実務経験者<u>1名以上</u>)</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td><u>3名以上4名以内</u> (うち員外監事<u>1名</u>、実務経験者<u>1名</u>、ただし、員外監事と実務経験者はかねることができる。)</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	人 員	中 津	<u>5人</u>	高 峰	<u>5人</u>	愛 川	<u>5人</u>	合 計	<u>15人</u>	役 員	推 薦 定 数	理 事	<u>12名以上13名以内</u> (うち実務経験者 <u>1名以上</u>)	監 事	<u>3名以上4名以内</u> (うち員外監事 <u>1名</u> 、実務経験者 <u>1名</u> 、ただし、員外監事と実務経験者はかねることができる。)
地 区	人 員																																
中 津	<u>3人</u>																																
高 峰	<u>3人</u>																																
愛 川	<u>3人</u>																																
合 計	<u>9人</u>																																
役 員	推 薦 定 数																																
理 事	<u>10人以上11人以内</u> (うち認定農業者等 <u>1人以上</u> 、実務経験者 <u>1人以上</u>)																																
監 事	<u>3人以上4人以内</u> (うち員外監事 <u>1人</u> 、実務経験者 <u>1人</u> 、ただし、員外監事と実務経験者はかねることができる。)																																
地 区	人 員																																
中 津	<u>5人</u>																																
高 峰	<u>5人</u>																																
愛 川	<u>5人</u>																																
合 計	<u>15人</u>																																
役 員	推 薦 定 数																																
理 事	<u>12名以上13名以内</u> (うち実務経験者 <u>1名以上</u>)																																
監 事	<u>3名以上4名以内</u> (うち員外監事 <u>1名</u> 、実務経験者 <u>1名</u> 、ただし、員外監事と実務経験者はかねることができる。)																																

平成30年5月26日変更附則

この規程の変更は、行政庁の認可のあった日以後、最初に招集する通常総代会に附議する役員選任議案にかかる候補者の推薦手続きから適用することとする。

附帯決議

行政庁の認可申請にあたり、字句等修正の必要がある場合には、この案の趣旨に反しない範囲において、その修正を理事会に一任する。

信用事業規程の一部変更について（第3号議案）

変更理由

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）が平成30年1月1日から施行されたことに伴い、事業として預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務を追加するほか、その他所要の規定について整備を行うため、信用事業規程の一部を次のとおり変更いたしたい。

信用事業規程 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変更案	現行
<p>第1 事業の種類 1～8（省略） 9 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。） イ 農林中央金庫 ロ 神奈川県信用農業協同組合連合会 ハ <u>その他信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定める者</u></p> <p>10～15（省略） 16 <u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u></p> <p>第2 事業の実施方法 1（省略） 2 資金の貸付け及び手形の割引 (1) 事業の範囲 イ～へ（省略） ト 組合員以外の者で次に掲げるものに対する資金の貸付け（前各号に掲げるものを除く。）及び手形の割引（手形の割引についてはこの組合の地区内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者であって、（イ）から（ニ）に掲げる者に限る。） （イ） この組合又は組合員が主たる出資者若しくは構成員となっている法人又は団体であって、農畜産物の生産、加工又は販売を主たる業務とするもの （ロ） 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う中小規模の事業者（（イ）に掲げる者を除く。） （ハ） 組合員と生計を一にする中小規模</p>	<p>第1 事業の種類 1～8（省略） 9 次に掲げる者の業務の代理 <u>（追加）</u></p> <p> イ 農林中央金庫 ロ 神奈川県信用農業協同組合連合会 ハ <u>その他法令の規定に基づき業務の代理を行える者であって、信用事業方法書（金融機関等の業務代理）に定める者</u></p> <p>10～15（省略） <u>（追加）</u></p> <p>第2 事業の実施方法 1（省略） 2 資金の貸付け及び手形の割引 (1) 事業の範囲 イ～へ（省略） ト 組合員以外の者で次に掲げるものに対する資金の貸付け（前各号に掲げるものを除く。）及び手形の割引（手形の割引についてはこの組合の地区内に住所又は事務所 <u>（追加）</u> を有する者であって、（イ）から（ニ）に掲げる者に限る。） （イ） この組合又は組合員が主たる出資者若しくは構成員となっている法人又は団体であって、農畜産物の生産、加工又は販売を主たる業務とするもの （ロ） 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う小規模の事業者（（イ）に掲げる者を除く。） （ハ） 組合員と生計を一にする小規模の</p>

変更案	現行
<p>の事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている<u>中小規模</u>の事業者((イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。)</p> <p>(二) 営利を目的としない法人((イ)から(ハ)までに掲げる者を除く。)</p> <p>(ホ) 個人((ロ)及び(ハ)に掲げる者を除く。)</p>	<p>事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている<u>小規模</u>の事業者((イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。)</p> <p>(二) 営利を目的としない法人((イ)から(ハ)までに掲げる者を除く。)</p> <p>(ホ) 個人((ロ)及び(ハ)に掲げる者を除く。)</p>
(2)～(5) (省略)	(2)～(5) (省略)
3 債務の保証	3 債務の保証
(1) 事業の範囲	(1) 事業の範囲
イ 組合員のためにする債務の保証	イ 組合員のためにする債務の保証
ロ 平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第9号第3条に規定する業務の代理に付随して行う債務の保証	ロ 平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第9号第3条に規定する業務の代理に付随して行う債務の保証
ハ 国税若しくは地方税の徴収猶予、延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証	ハ 国税若しくは地方税の徴収猶予、延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証
ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証 (ロからハまでに掲げるものを除く。)	ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証 (イからハまでに掲げるものを除く。)
(2) 保証料	(2) 保証料
信用事業方法書(貸出、債務保証、有価証券の貸付け)に定める利率以内とする。	信用事業方法書(貸出、債務保証、有価証券の貸付け)に定める利率以内とする。
(3) 手数料	(3) 手数料
資金の貸付け及び手形の割引に準ずる。	資金の貸付け及び手形の割引に準ずる。
4～8 (省略)	4～8 (省略)
9 業務の代理又は媒介(主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書(金融機関等の業務の代理又は媒介)に定めるものに限る。)	9 業務の代理(追加)
業務の代理又は媒介については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。	代理業務については、当該法人との契約に定めるところによる。
10～15 (省略)	10～15 (省略)
16 預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務	(追加)
法令等の定めるところによる。	
17 前各号の事業に附帯又は関連する手数料	16 前各号の事業に附帯又は関連する手数料
(省略)	(省略)
第3 (省略)	第3 (省略)

附 則

この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。

附帯決議 行政庁の認可にあたり、字句等修正の必要がある場合は、この案の趣旨に反しない範囲において、その修正を理事会に一任する。

第9次協同活動強化3か年計画の延長について(第4号議案)

変更理由

平成27年5月の通常総代会で決議された第9次協同活動強化3か年計画は、その実施期間を27年度から29年度とするものであり、30年度には第10次協同活動強化3か年計画の策定を予定していた。

しかし、日銀マイナス金利政策にともなう低金利情勢の長期化などから金融機関の収益環境が悪化する中、JAグループ神奈川においても平成29年11月の第70回神奈川県農協大会において「本県JAの経営基盤確立に向けた取り組み」が決議された。この大会決議では、各JAが将来の収支シミュレーションを実施したうえで、収益増加とコスト抑制及び内部管理態勢強化に向けた取り組みを次期3か年計画等の策定を通じて検討することを求めており、県下JAの多くが平成30年度に検討する次期3か年計画において経営基盤確立の取り組みを盛り込む予定である。

こうした情勢を踏まえて、当組合においても経営基盤確立に向けた事業及び経営管理強化に関する諸対策を次期3か年計画に反映すると共に、新たな取組事項等は平成30年度事業計画書の基本目標へ加えることをもって、現行の第9次協同活動強化3か年計画の目標年度を1年延長いたしたい。

第37期 事業計画書 (第5号議案)

(平成30年度)

第37期 [平成30年3月1日から
平成31年2月28日まで] 事業計画書

I. 基本方針

国内経済の動向は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が期待されます。

一方、組合員の高齢化や正組合員の減少は全国のJA共通にみられる深刻な環境の変化であり、そのもとでの他金融機関との競争激化は、資金利益の減少という経済的なリスクにも影響を及ぼし得る状況にあります。

こうした中、当組合では改正農協法への適応と自己改革を実践し、JA自身が農業と地域づくりにどのように貢献していくのかを一層明確にして、組合員をはじめ地域住民と一体となった取り組みが求められています。

購買事業については、農家の所得増大を実現するため、JAの優位性を生かした安全・安心で良質な生産資材の調達に取り組み適切な価格提供を進めます。また組合員・利用者のニーズに応えた生活物資の提供につとめます。

信用事業については、組合員・利用者の最も身近で便利な金融機関として、暮らし・農業におけるメインバンク機能の充実および利用者の満足度向上を図り、地域により一層必要とされる金融機関として事業運営に取り組みます。

共済事業については、組合員・利用者ならびに地域の方々に選ばれるJA共済をめざし、3Q訪問活動を通じた保障点検活動を積極的に展開し、「安心」や「満足」など、地域から必要とされるJAを目指します。

以上の基本方針に対し、業務執行体制やリスク管理体制のさらなる強化に取り組み、資本の充実により財務基盤を確立し積極的な情報開示をすすめ、経営の健全化の確保と信頼性の向上をはかり、組合員・利用者をはじめとした地域のみなさまと共に歩むJAを目指します。

基本目標

1. JAの特性を発揮した協同活動を基本に、組合員の意思を反映した組織運営につとめます。
2. 地域農業の担い手育成と、次世代組合員との関係強化をはかり、組織基盤の拡充につとめます。
3. 女性活動の活性化を図り、組合員の「生産、暮らし、経営」を柱とする協同組合運動の基盤の充実をはかります。
4. 財務の充実・健全性の確保につとめ、経営の透明性向上および経営基盤の強化をはかります。
5. 安定的な事業運営のための組織体制と支所・出張所体制整備の検討をすすめます。
6. 改正農協法に則した役員の選出方法及び役員定数の見直しを行います。
7. 安全・安心な農産物の生産と供給につとめ、食農教育と地産地消運動の拡大をはかります。
8. 地域農業振興の核となる農業施設の効率的な運用と整備につとめます。
9. 本所・中津支所事務所および周辺施設の整備につとめます。
10. 地域活動の強化や高齢者福祉活動をつうじた地域社会への貢献に取り組みます。
11. 役職員の更なるコンプライアンス意識の向上をはかり、不祥事件の再発防止策に取り組みます。

Ⅱ.事業方針及び事業取扱計画

指導事業

事業方針

関係機関、組織と連携・協調しながら、地域農業振興による生産者の所得向上を目指すとともに、組合員や利用者のために各種活動を行います。

また、高齢化社会に対応した健康管理活動や高齢者福祉サービスなど、組合員や地域住民へ積極的な事業展開につとめます。

重点実施事項

1. 営農改善

- (1) 生産履歴記帳の徹底により農薬や肥料等の使用履歴を把握するとともに、病虫害防除基準を遵守した農薬等の適正散布指導など農畜産物の安全・安心対策につとめます。
- (2) 地域農業の活性化と持続的発展のため、地域を支える農業者の担い手育成、新規就農者の支援をすすめます。
- (3) 農作業従事者の高齢化が進むなか、農作業安全対策として関係機関と連携し、講習会等の開催による事故防止対策強化と、農業者労災保険の積極的促進につとめます。
- (4) 営農指導員研修会等へ積極的に参加し、営農指導員の育成や営農相談体制の充実につとめます。
- (5) 子どもの農業理解を深めるため、町内小学校を対象に食農教育活動を展開します。
- (6) 有害鳥獣において行政や関係機関と協力し、農作物の被害防止に取り組みます。
- (7) 顧問税理士の指導のもと各事務研修会を実施し、農家経営相談体制の充実を図ります。

2. 農政活動

- (1) 関係団体と連携し、食とくらしを守る適正な農産物流通ルールの確立に取り組みます。
- (2) 都市型農業の振興のため農地税制度の堅持並びに農業の維持振興に取り組みます。

3. 生活文化

- (1) 高齢者福祉活動は、組合員・地域住民の健康な生活を支援するためあおぞら会によるミニデイサービスを積極的に展開するとともに、高齢者に対する生活支援サービスの体制整備に向け行政と連携し進めてまいります。
- (2) 組合員の健康とくらしを支える健康管理活動「JA健康寿命100歳プロジェクト」を積極的に展開します。また、「みんなのよい食プロジェクト」を通じた消費者への食糧農業理解の促進に取り組みます。
- (3) 各支所・出張所を拠りどころとした幅広い仲間づくりに取り組み、農協事業と一体となる女性組織の活性化を目指します。

4. 教育情報

- (1) JAまつり等を通じて農業・JAの存在感を高め、農業の活性化と組合員・地域住民との交流をすすめます。
- (2) 農協の情報媒体としてJAだより「県央愛川」の有効活用と、日本農業新聞や家の光等の普及拡大につとめます。

5. 組織育成

- (1) 組合員組織の充実に向け、組織体制整備や協同組合意識の高揚につとめます。
- (2) ぐらしの活動の充実に取り組みます。

指導事業収支計画

(単位：千円、%)

項 目	前年度実績	計 画	前年実績比	内 容
収 入				
指導補助金	691	180	26.0	町等からの補助金
計	691	180	26.0	
支 出				
営農改善費	2,098	2,215	105.5	荒廃地対策等
農政活動費	140	240	170.5	農政活動費
生活文化費	2,033	2,395	117.8	女性組織活動費 健康管理活動費等
教育情報費	3,223	3,200	99.2	JAまつり、税務対策
組織育成費	7,712	8,350	108.2	専門組織助成費他
その他指導費用	577	700	121.2	燃料費、消耗品等
計	15,786	17,100	108.3	
収支差額	△15,094	△16,920	112.0	

教育事業

事業方針

組合員および地域利用者が積極的に参加する教育事業を展開し、ふれあいの場としての教育活動や高齢者および組合員の健康管理活動に取り組めます。また、JA組織、事業運営のさらなる発展と役職員の資質向上につとめます。

重点実施事項

1. 地域利用者とのふれあいの場としての教育活動につとめます。
2. 組合員や高齢者の健康増進活動につとめます。
3. 研修会を通じ、組合員の知識向上につとめます。
4. 資格取得・通信教育などを通じ、職員の知識向上につとめます。
5. 研修会・検討会を通じ、役職員の資質向上につとめます。

教育事業費用計画

(単位：千円、%)

項 目	前年度実績	計 画	前年実績比	内 容
組合員教育	573	1,400	244.0	組合員教育研修会等
生産とぐらし部会員教育	1,200	1,200	100.0	生産とぐらし部会役員研修会
スポーツ活動	88	150	169.6	ゲートボール大会
職員教育	835	1,000	119.7	職員通信教育受講料、資格試験受験料
合 計	2,697	3,750	139.0	

(注) 教育基金積立額に対する運用益15千円を活用します。

農業経営事業

事業方針

年間作業計画にもとづく適切な施肥と防除を実施し、茶の生産拡大を目指すとともに農地の有効利用につとめます。

農業経営事業収支計画

(単位：千円、%)

費用	前年度実績	計画	前年実績比	収益	前年度実績	計画	前年実績比
変動費	25,622	30,533	119.1	農業経営収入	20,329	28,380	139.6
固定費	2,734	2,440	89.2	機械貸付収入	1,071	992	92.5
合計	28,356	32,973	116.2	合計	21,400	29,372	137.2
				損益差額	△ 6,955	△ 3,601	51.7

販売事業

事業方針

食の安全・安心対策を基本に使用農薬等の生産履歴記帳を徹底し、豊富な農畜産物の安定供給と地産地消の向上につとめます。

重点実施事項

- 米 自然と清流を生かした良質米の生産と出荷量の向上に取り組めます。また、生産履歴記帳を徹底し、安全・安心な愛ちゃん米の販路拡大と学校給食米への供給をすすめます。
- 農産物直売所 ふれあい旬鮮市を通じて新鮮で安全・安心な農畜産物を提供することで、生産者と消費者を結びながら地域農業に貢献するとともに、地産地消の向上につとめます。
- 茶 行政等関係機関と連携した品質検査の実施や技術指導により、品質の向上ならびに製茶の研究・販売に取り組めます。
- 植木・花き 生産者との連携をはかり、みどりのうるおいと販路の確保につとめます。

販売品取扱計画

(単位：千円、%)

項目	前年度実績	計画	前年実績比
米	7,900	13,500	170.8
茶	475	1,000	210.5
植木・花き	11,455	14,000	122.2
農産物直売所	60,267	70,000	116.1
合計	80,098	98,500	122.9

購買事業

事業方針

農家の所得増大を実現するため、JAの優位性を生かした安全・安心で良質な生産資材の調達に取組み適切な価格提供を進めます。また組合員・利用者のニーズに応えた生活物資の提供につとめます。

重点実施事項

1. 生産資材のコスト削減の取組み

- ①全農が全国区ですすめる「肥料の新たな共同購入運動」による集約・結集メリットを反映した価格引下げに取り組むとともに、農協事業の低利用・未利用農家への利用促進を図ります。
- ②重点品目を設定し仕入価格対策を行います。
- ③市況調査を実施し、JAの品質の優位性を生かした価格提供に取り組めます。
- ④土壌の分析結果に基づく効果的な施肥を提案し、コスト削減を推進します。

2. 安全・安心な商品の普及拡大

- ①組合員・利用者のニーズに応え必要とされる生活購買品の普及をすすめます。
- ②春秋展示会や全農商品を使った研修会を開催し、組合員とのつながりを強め取扱商品の優位性を深める取り組みをすすめます。
- ③総合外務員の提案力の向上を図り、購買推進体制の強化に取り組めます。
- ④准組合員ならびに農協事業の低利用・未利用者との結びつきを一層強化し利用拡大をはかります。

購買品取扱計画

(単位：千円、%)

品目		前年度実績	計画	前年実績比
生産資材	肥料	7,873	8,000	101.6
	飼料	8,061	7,500	93.0
	農薬	6,536	6,500	99.4
	農機具	8,537	6,500	76.1
	その他	4,436	5,500	123.9
小計		35,445	34,000	95.9
生活物資	主食	14,763	16,500	111.7
	自動車	13,864	20,000	144.2
	その他	59,494	75,500	126.9
	小計	88,122	112,000	127.0
買取購買取扱高合計		123,568	146,000	118.1
斡旋購買取扱高		87,910	70,000	79.6
購買取扱高合計		211,478	216,000	102.1

(注) 斡旋購買取扱高は全額が施設に係る取扱高です。

信用事業

事業方針

組合員・利用者の最も身近で便利な金融機関として、くらし・農業におけるメインバンク機能の充実および利用者の満足度向上を図り、地域により一層必要とされる金融機関として事業運営に取り組めます。

重点実施事項

1. 顧客基盤の拡充

地域住民から信頼される対応ときめ細かなサービスの提供により、年金受給まで繋がる「生涯メインバンク」を目指します。また、JAを利用する層の拡大を図るため、次世代へと繋がる世帯内未取引者との新規取引拡大を図り顧客基盤の拡充につとめます。

2. 収益力の強化

年金振込を調達面での柱と位置づけるとともに、個人貯金の積み上げによる調達力の増強をはかり、運用面ではローン相談会の開催により、住宅・マイカー・教育ローンを積極的に推進し、収益力の強化につとめます。

3. 農業融資態勢の拡充

農業者への訪問活動と事業間連携した農業金融相談体制の確立による農業資金ニーズの把握により、農業専門金融機関ならではの対応につとめます。

4. 人材の育成と効率的な業務運営態勢の充実

多様化する組合員・利用者のニーズおよび高度・複雑化する金融業務に対応することができる人材育成や、インターネットを活用した貯金、為替、ローン等の拡充により業務運営態勢の充実につとめます。

5. 経営管理態勢の強化

JAバンク基本方針を遵守し、内部管理態勢の強化に継続的に取り組むとともに、不祥事未然防止態勢の維持・強化を進め、組合員・利用者から信頼されるJAバンクを目指します。

1. 貯金残高計画

(単位：千円、%)

種類	前年度実績	計画	前年実績比
当座性貯金	35,396,828	36,589,724	103.3
定期性貯金	定期貯金	30,461,699	101.1
	定期積金	824,766	103.7
	計	30,952,133	101.1
譲渡性貯金	-	-	-
合計	66,348,961	67,907,068	102.3

2. 貸出金残高計画

(単位：千円、%)

種類	前年度実績	計画	前年実績比
手形貸付金	345,600	345,600	100.0
証書貸付金	8,716,808	8,831,524	101.3
当座貸越	78,884	85,000	107.7
金融機関貸付	1,440,000	960,000	66.6
合計	10,581,292	10,222,124	96.6

共済事業

事業方針

組合員・利用者ならびに地域の方々には選ばれるJA共済をめざし、3Q訪問活動を通じた保障点検活動を積極的に展開し、「安心」や「満足」など、地域から必要とされるJAを目指します。

重点実施事項

1. 組合員・利用者に応じた保障の提供
「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供につとめるとともに、エリア戦略による地域特性、世帯構成に応じた、よりきめ細やかな推進活動を実践します。
2. 組合員・利用者の多様化するニーズへの対応
LA（ライフアドバイザー）を中心に、3Q訪問活動（あんしんチェック、はじまる活動）の実践により、事業基盤の維持・拡大に向け、エリア戦略の実践を図るとともに、世帯内深耕と次世代層との接点強化に取り組みます。
3. 契約者、利用者満足度の向上
LAおよびスマイルサポーター（共済窓口担当者）の業務知識を高め、携帯端末機を利用したの情報提供、提案など利用者の満足度の向上につとめるとともに、平成30年4月より自動車共済損害調査業務の一部を全国共済農業協同組合連合会が対応することから、連合会と一体となり事故対応における契約者満足度向上をはかります。
4. 不祥事件等の未然防止
適正な推進プロセスや事務処理の定着、共済代理店に対する適切な指導・支援等を徹底するため、JA共済のあらゆる活動におけるコンプライアンス態勢のより一層の強化に取り組みます。
5. 健康管理支援活動
各種健診・人間ドック等への受診促進を通じて組合員・JA共済利用者の健康管理活動の充実につとめます。

①普及推進活動目標

（単位：ポイント）

項 目		目標ポイント
推進総合目標 (生命総合共済、建物更生共済、自動車共済、自賠責共済、火災共済、傷害共済の合計)		3,150,000
重点 新規 契約 目標	合計（下記(1)～(3)の合計)	1,110,000
	(1) 生命総合共済目標（ひと）	400,000
	①生命共済目標（下記②③④を除く生命共済）	293,000
	②医療系共済目標 （医療共済、がん共済、引受緩和型医療共済）	30,000
	③介護・生活障害共済目標	20,000
	④年金共済目標	57,000
	(2) 建物更生共済目標（いえ）	450,000
(3) 自動車共済目標（くるま）	260,000	

- (注) 1. 普及推進活動目標は、すべての共済種類を統一評価できるように、共済金額等に所定の換算率を乗じて算出する指標である「推進ポイント方式」により設定します。
2. 重点施策目標（新規契約目標）は推進総合目標の内書き目標として設定します。
- なお、計上対象とする実績の取扱いは次のとおりです。
- ・①生命共済目標は転換契約以外
 - ・②医療系共済目標は転換・乗換契約以外
 - ・(2)建物更生共済目標は転換契約以外
 - ・(3)自動車共済目標は新規契約および損保からの継続・更改、他共済からの継続・更改契約

②共済種類別計画値

[長期共済保有高]

(単位：件、千円、%)

種 類	前年度実績		保 有 高			前年実績比 (B/A)
	保有件数	保有高金額(A)	増加額	満期等減少額	期末保有高(B)	
生命総合共済	9,757	67,201,849	2,223,570	6,793,040	62,632,380	93.2
終身共済	3,703	44,248,905	1,766,390	2,927,850	43,087,445	97.3
定期生命共済	8	32,000	10,000	10,210	31,790	99.3
養老生命共済	2,851	20,595,372	398,000	3,692,820	17,300,552	84.0
うちこども共済	597	4,566,600	286,820	286,910	4,566,510	99.9
医療共済	1,333	1,259,325	34,970	115,930	1,178,365	93.5
がん共済	158	84,500	1,060	3,210	82,350	97.4
定期医療共済	236	657,800	-	37,970	619,830	94.2
介護共済	137	323,947	13,150	5,050	332,047	102.5
年金共済	1,331	-	-	-	-	-
建物更生共済	6,347	91,266,957	17,513,190	20,531,350	88,248,797	96.6
長期共済計	16,104	158,468,807	19,736,760	27,324,390	150,881,177	95.2

(注) 1. 金額は保障金額(がん共済は死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、介護共済は一時払介護共済における死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額)です。
2. 介護共済の件数は介護共済(年月払)、一時払介護共済の合計です。

[医療系共済の入院共済金額保有高]

(単位：件、千円、%)

種 類	前年度実績		保 有 高			前年実績比 (B/A)
	保有件数	保有高金額(A)	増加額	満期等減少額	期末保有高(B)	
医療共済	1,333	7,646	432	317	7,761	101.5
がん共済	158	1,165	85	45	1,205	103.4
定期医療共済	236	1,210	-	69	1,141	94.2
合計	1,727	10,021	517	431	10,107	100.8

(注) 金額は入院共済金額です。

[介護共済の介護共済金額保有高、生活障害共済の生活障害共済金額および生活障害年金年額保有高]

(単位：件、千円、%)

種 類	前年度実績		保 有 高			前年実績比 (B/A)
	保有件数	保有高金額(A)	増加額	満期等減少額	期末保有高(B)	
介護共済	137	476,777	15,000	17,060	474,717	99.5
生活障害共済(一時金型)			-	-	-	
生活障害共済(定期年金型)			-	-	-	

(注) 介護共済の金額は介護共済金額、生活障害共済の金額は生活障害共済金額または生活障害年金年額です。

[年金共済の年金保有高]

(単位：件、千円、%)

種 類	前年度実績		保 有 高			前年実績比 (B/A)
	保有件数	保有高金額(A)	増加額	満期等減少額	期末保有高(B)	
年金共済	1,331	844,640	65,400	87,780	822,260	97.3

(注) 金額は年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)です。

[短期共済]

(単位：千円、%)

種 類	前年度実績	計 画	前年実績比	
掛 金	火災共済	9,079	9,050	99.6
	自動車共済	199,636	193,185	96.7
	傷害共済	448	405	90.3
	定額定期生命共済	64	-	-
	賠償責任共済	284	-	-
計	209,513	202,640	96.7	
自賠責共済	1,955 台	2,059 台	105.3	

平成30年度 共済事業奨励要項

1. 長期共済契約者奨励

(1) 被共済者安心・安全奨励

平成30年度内に新たに長期共済および年金共済・医療共済・がん共済・定期医療共済に契約された方に次により粗品を進呈する。

- ①長期共済契約推進ポイント6,500pt超（純増）ならびに年金共済契約推進ポイント300pt超は、1,500円以内の粗品を進呈する。
- ②長期共済契約推進ポイント6,500ptまで（純増）ならびに年金共済契約推進ポイント300ptまでは、1,000円以内の粗品を進呈する。
- ③がん共済・定期医療共済は、1,000円以内の粗品を進呈する。

(2) 高額契約者安心・安全奨励

毎年12月31日を基準とし、保有契約額2億円（世帯保障額）以上の契約者に2,000円以内の記念品を進呈する。

(3) 満期契約者安心・安全奨励

平成30年度内に満期（5年満期を除く）を迎えた契約者に対して、満期共済金の支払の際に1,500円以内の記念品を進呈する。

利用加工事業

事業方針

生産から加工・販売まで一貫体制の構築を進めるとともに、組合員をはじめ、地域住民が利用しやすい態勢と効率的な運営につとめます。

重点実施事項

1. 精米・製粉、農産物加工所、荒茶工場

精米・製粉機械の保守管理に努め、利用者の利便性の向上を図るとともに、農産物加工所では地産地消による加工品の販売を進めます。また、荒茶工場では効率的な運用と品質の向上につとめます。

2. 農機サービスセンター

利用者への迅速な対応につとめるとともに、農業機械の普及拡大と整備点検の維持管理を進めます。

3. ライスセンター

機械の保守管理と、生産農家の負担軽減ならびに品質の向上につとめます。

4. 農業機械

農作業受委託事業の強化と、農業機械の有効利用により作業の省力化につとめます。

利用加工事業収支計画

(単位：千円、%)

項目	費用			収益			損益差額		
	前年度実績	計画	前年実績比	前年度実績	計画	前年実績比	前年度実績	計画	前年実績比
精米・製粉	263	260	98.7	2,629	2,850	108.3	2,366	2,590	109.4
農産物加工所	16,342	16,790	102.7	17,604	17,800	101.1	1,261	1,010	80.0
農業機械	4,967	4,700	94.6	6,792	6,730	99.0	1,825	2,030	111.2
ライスセンター	1,192	1,570	131.6	2,276	2,450	107.6	1,084	880	81.1
農機サービスセンター	413	500	120.8	909	1,100	120.9	495	600	121.0
荒茶工場	4,729	5,620	118.8	9,682	11,070	114.3	4,952	5,450	110.0
合計	27,909	29,440	105.4	39,895	42,000	105.2	11,985	12,560	104.7

特別会計事業

(1) 育苗事業

事業方針

機械の保守管理につとめるとともに減農薬の健苗供給を行い、稲作農家の作業の省力化と活性化につとめます。

育苗事業収支計画

(単位：千円、%)

費用	前年度実績	計画	前年実績比	収益	前年度実績	計画	前年実績比
材料費	3,643	3,600	98.8	水稻苗売上高	7,394	8,400	113.6
労務費	1,962	2,000	101.9	雑収入	368	400	108.6
管理費	1,011	920	90.9				
雑費	683	800	116.9				
減価償却費	138	150	108.1				
合計	7,439	7,470	100.4	合計	7,762	8,800	113.3
				損益差額	322	1,330	412.2

(2) 宅地等供給事業

事業方針

組合員の資産保全を基本とした土地有効活用と、不動産の相談活動につとめます。

宅地等供給事業収支計画

(単位：千円、%)

費用	前年度実績	計画	前年実績比	収益	前年度実績	計画	前年実績比
供給費	326	368	112.6	供給手数料	1,051	400	38.0
合計	326	368	112.6	合計	1,051	400	38.0
				損益差額	724	32	4.4

Ⅲ. 経営管理方針

経営管理の重点事項

基本方針

コンプライアンス（法令遵守）を経営管理の重要課題に位置付け、地域に密着した総合事業体としての強みを発揮し、組合員および地域の皆さまからの信頼に応えるサービスの提供や事業運営につとめ財務基盤の確立を図るとともに、協同活動の成果の積極的な開示をすすめ、信頼性と価値向上につとめます。

重点実施事項

1. 情報開示と組合員の意思反映
 - (1) 組合員及び地域利用者の意思をJA運営に反映できるようつとめるとともに、組合員をはじめとする利用者・地域住民に対して適切に情報開示をすすめます。
2. 経営の信頼性向上と適格な経営管理
 - (1) 協同組合運動に対する深い理解とJA理念に基づき、高度な専門サービスの提供につとめます。
 - (2) 事業の高度化・専門化に伴い、「専門性発揮のための人材育成」に取り組みます。
 - (3) 会計監査人監査の導入を踏まえた内部統制整備に取り組みます。
 - (4) リスク管理体制を強化し、不祥事の未然防止、財務報告の適正性確保をはかり、信頼性向上に取り組みます。
3. 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実践
 - (1) 不当な要求を行う者に対する、組織としての対応態勢の確立をすすめます。
 - (2) 役職員の更なる法令遵守意識の向上を図ります。
 - (3) 内部牽制機能の充実と強化につとめます。
4. 収支・財務の改善
 - (1) 業務の有効性および効率性の向上をはかり、安定した財務基盤の確立につとめます。
 - (2) 事業運営体制の検討による収支改善につとめます。
 - (3) 遊休資産の有効活用、資産の効率的運用を継続的に検討します。
5. 事業改革への取組
 - (1) 中央会および各連合会と連携し、JA自己改革に取り組みます。
 - (2) 多様な組合員が主体となる事業改革の検討につとめます。
6. 情報システム対策の推進
 - (1) 情報システムの機密性や保全性ならびに機器障害等のリスクを未然に防止するため、各関係機関と連携・協調を図ります。
7. 第10次協同活動強化3か年計画の策定

固定資産取得・処分計画

(単位：千円)

名 称	規模・構造等	取得・処分の 予定時期	取得・処分 予定価格	備 考
機 械 装 置	乗用型摘採機 2台	平成30年4月	7,234	中切機付き1台 中切機無し1台
	ライスセンター乾燥機	平成30年8月	3,496	
器 具 備 品	現金処理機(OTM)2台	平成30年5月	5,256	高峰支所 半原支所

総合財務計画書

平成31年2月28日残高 (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 信用事業資産	69,048,568	1. 信用事業負債	68,273,617
(1) 現金	183,000	(1) 貯金	67,907,068
(2) 預金	48,496,813	(2) 借入金	884
系統預金	48,396,813	その他の信用事業負債	365,664
系統外預金	100,000	未払費用	21,313
(3) 有価証券	10,205,131	その他の負債	344,350
国債	3,602,810	2. 共済事業負債	148,676
地方債	2,602,321	(1) 共済借入金	56,157
政府保証債	200,000	(2) 共済資金	28,839
受益証券	3,800,000	(3) 共済未払利息	708
(4) 貸出金	10,222,124	(4) 未経過共済付加収入	62,623
(5) その他の信用事業資産	361,703	(5) 共済未払費用	308
未収収益	337,225	(6) その他の共済事業負債	39
その他の資産	24,478	3. 経済事業負債	6,688
(6) 貸倒引当金	△ 420,203	(1) 経済事業未払金	6,688
2. 共済事業資産	57,824	4. 雑負債	77,888
(1) 共済貸付金	56,157	(1) 未払法人税等	3,284
(2) 共済未収利息	710	(2) 資産除去債務	3,204
(3) その他の共済事業資産	956	(3) その他の負債	71,400
3. 経済事業資産	30,771	5. 諸引当金	134,016
(1) 経済事業未収金	3,480	(1) 賞与引当金	26,891
(2) 経済受託債権	294	(2) 退職給付引当金	37,883
(3) 棚卸資産	26,848	(3) 役員退職慰労引当金	69,241
購入品	2,856	6. 繰越税金負債	24,116
販売品	5,611	負債の部合計	68,665,004
その他の棚卸資産	18,380	(純資産の部)	
(4) その他の経済事業資産	158	1. 組合員資本	5,729,944
(5) 貸倒引当金	△ 10	(1) 出資金	510,368
4. 雑資産	108,754	(2) 資本準備金	2,337
(1) 雑資産	108,809	(3) 利益剰余金	5,219,964
(2) 貸倒引当金	△ 54	利益準備金	1,298,000
5. 固定資産	1,899,173	その他利益剰余金	3,921,964
(1) 有形固定資産	1,896,155	事業基盤強化積立金	1,409,111
建物	1,756,008	教育基金	150,000
機械装置	407,210	都市農業振興基金	200,000
土地	742,412	情報化対策積立金	100,000
その他の有形固定資産	551,293	中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金	300,000
減価償却累計額	△ 1,560,769	総合農業施設整備積立金	200,000
(2) 無形固定資産	3,018	特別積立金	1,276,149
6. 外部出資	3,354,120	当期未処分剰余金	286,703
(1) 外部出資	3,354,120	(うち当期剰余金)	(38,424)
系統出資	3,205,510	(4) 処分未済持分	△ 2,725
系統外出資	117,320	2. 評価・換算差額等	104,264
子会社出資	31,290	(1) その他有価証券評価差額金	104,264
資産の部合計	74,499,213	純資産の部合計	5,834,208
		負債及び純資産の部合計	74,499,213

総合収支計画書

平成30年3月1日～ 平成31年2月28日

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業総利益	817,729	(13) 宅地等供給事業収益	400
(1) 信用事業収益	637,102	(14) 宅地等供給事業費用	368
資金運用収益	580,512	宅地等供給事業総利益	32
(うち預金利息)	(4,769)	(15) 育苗事業収益	8,800
(うち有価証券利息)	(126,632)	(16) 育苗事業費用	7,470
(うち貸出金利息)	(111,884)	育苗事業総利益	1,330
(うち受取奨励金)	(281,531)	(17) 農業経営事業収益	29,372
(うち受取事業分量配当金)	(55,694)	(18) 農業経営事業費用	32,973
役務取引等収益	34,000	農業経営事業総損失	3,601
その他事業直接収益	13,500	(19) 指導事業収入	180
その他経常収益	9,090	(20) 指導事業支出	17,100
(2) 信用事業費用	69,158	指導事業収支差額	△ 16,920
資金調達費用	6,658	(21) 教育事業費用	3,750
(うち貯金利息)	(6,658)	教育事業総損失	3,750
その他事業直接費用	1,000	2. 事業管理費	873,978
その他経常費用	61,500	(1) 人件費	597,587
信用事業総利益	567,943	(2) 業務費	97,957
(3) 共済事業収益	247,172	(3) 諸税負担金	38,630
共済付加収入	238,131	(4) 施設費	138,513
その他の収益	9,041	(5) その他事業管理費	1,291
(4) 共済事業費用	13,785	事業損失	56,248
共済推進費	10,690	3. 事業外収益	80,562
その他の費用	3,095	(1) 受取雑利息	120
共済事業総利益	233,387	(2) 受取出資配当金	43,852
(5) 購買事業収益	148,375	(3) 賃貸料	36,590
購買品供給高	145,215	4. 事業外費用	15,366
(購買品供給高(値引控除前))	(146,000)	(1) 寄付金	50
(売上値引)	(△ 785)	(2) 雑損失	150
購買手数料	2,100	(3) その他事業外管理費	15,166
その他の収益	1,060	経常利益	8,947
(6) 購買事業費用	131,392	5. 特別利益	39,863
購買品供給原価	129,518	(1) 一般補助金	5,037
その他の費用	1,874	(2) その他特別利益	34,826
購買事業総利益	16,983	6. 特別損失	5,037
(7) 販売事業収益	28,910	(1) 固定資産処分損	5,037
販売品販売高	19,500	税引前当期利益	43,773
販売手数料	8,510	法人税、住民税及び事業税	2,064
その他の収益	900	法人税等調整額	3,284
(8) 販売事業費用	19,145	法人税等合計	5,348
販売品販売原価	16,200	当期剰余金	38,424
その他の費用	2,945	当期首繰越剰余金	248,278
販売事業総利益	9,765	当期未処分剰余金	286,703
(9) 加工事業収益	20,650		
(10) 加工事業費用	17,050		
加工事業総利益	3,600		
(11) 利用事業収益	21,350		
(12) 利用事業費用	12,390		
利用事業総利益	8,960		

事業管理費計画の内訳

(単位：千円、%)

損益計算書科目	内訳科目	前年度実績	計画	前年実績比
人件費	役員報酬	45,357	43,600	96.1
	給料手当	455,633	455,030	99.8
	うち賞与引当金繰入	26,891	26,892	100.0
	福利厚生費	84,702	96,682	114.1
	退職共済掛金	22,113	20,589	93.1
	退職給付費用	9,339	14,490	155.1
	役員退職慰労金	5,669	5,451	96.1
	うち役員退職慰労引当金繰入	5,669	5,451	96.1
	出向負担金受入額	△ 36,874	△ 38,255	103.7
	計	585,940	597,587	101.9
業務費	会議費	3,474	3,940	113.3
	接待交際費	1,297	1,360	104.8
	宣伝広告費	574	549	95.5
	通信費	6,092	6,326	103.8
	印刷・消耗品費	12,507	13,479	107.7
	図書・研修費	2,250	3,221	143.1
	事務委託費	63,843	64,088	100.3
	旅費	3,779	4,994	132.1
計	93,821	97,957	104.4	
諸税負担金	租税公課	26,130	25,720	98.4
	支払賦課金	11,865	11,920	100.4
	分担金	891	990	111.0
	計	38,886	38,630	99.3
施設費	減価償却費	101,618	94,453	92.9
	保守修繕費	14,400	17,064	118.4
	保険料	7,063	7,474	105.8
	水道光熱費	9,739	8,825	90.6
	賃借料	1,925	1,827	94.8
	消耗備品費	506	800	157.9
	施設管理費	7,474	8,002	107.0
	その他施設管理費	70	68	96.4
計	142,799	138,513	96.9	
その他事業管理費		1,335	1,291	96.6
合 計		862,784	873,978	101.2

「JAバンク基本方針」の変更について

組合員・利用者の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと、平成14年1月に「JAバンク基本方針」を策定しています。

この「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組むしくみを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

「JAバンク基本方針」は金融情勢の変化やJAバンクの経営状態等を考慮し、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしておりますが、JAが総合事業経営を維持するための健全性の確保ならびに、JAバンクシステムの安定性を確保する観点から、平成30年3月16日に「JAバンク基本方針」を変更いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 「基本方針」の変更内容等

(1) JA等の健全性確保に向けた対応

①会計監査人監査への適切な対応（適用日：平成31年度～）

- a. 会計監査人設置義務がある会員（貯金量200億円以上のJA・信連）について、会計監査人監査に基づく経営の透明性および信頼性確保を責務に追加する。
- b. 会計監査人監査の受監が困難な会員に対する指導の枠組みを整備する。
- c. 会計監査人設置義務がない会員にかかる枠組みを整備する。

②内部管理態勢の基準の高度化（適用日：平成31年10月～）

総合事業経営を継続する前提として、金融機関に求められる内部管理態勢を総合事業全体として確保する必要があるため、体制整備基準の変更に併せて、必要な根拠規定を本文附則に設ける。

※「内部管理態勢の基準の高度化」（体制整備基準の見直し）の主な内容

✓内部監査体制の充実強化

⇒内部監査担当者（各事業に精通した専従者（業務経験2年以上））の複数名配置等

✓貸出担当部署と審査部署が分離された体制構築の必須化

⇒1人の理事が貸出担当部署と審査部署を兼務する体制を廃止

(2) JAバンクシステムの安定性確保に向けた対応（適用日：平成30年3月～）

①経営問題に機動的に対処するための支援基準・前提等の見直し

経営問題に機動的に対処できるよう、支援制度発動の支援基準・前提等について、重要かつ基本的なものは基本方針に定め、その他の支援条件等については、個別案件ごとに必要な審議を行う方式に改める。

②経営問題が発生したJA等への迅速な対処のための枠組みの整備

- a. 事業年度途中であっても、年度末に指定基準に該当する可能性が高い場合、早期

に指導対象とする枠組みを整備する。

- b. レベル格付（格付1・2）JAの早期組織再編を促すための全国財源による支援を措置する。

③急激な自己資本比率低下等に対し、全国財源により緊急支援する枠組みの整備

(3) その他（適用日：平成30年3月～）

会計監査人と農林中金との間で情報連携が実現しない場合等に、個別報告・調査を実施可能とする枠組みを整備する。

2. JAバンク基本方針 [要旨]

【1】「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（JA・信連・農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

1. JA・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立。
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供。
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営態勢・体力を超えた資金運用を防止。
4. 破綻未然防止のため、早期に経営指導を行い、改善困難な場合は速やかに組織統合を実施。
5. 指定支援法人に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施。

【2】「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) JAバンクの総合的戦略を樹立し、本方針に基づいて信連・JAへ必要な指導を行う。
- (2) 経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」を設置し、JAバンクシステムの適切な運営を行う。
- (3) 信用事業譲渡にかかる特定承継会社の適切な運営を行う。
- (4) 信連・JAへの指導を的確かつ効率的に果たすため、必要に応じ、信連・JAが会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。

2 JA・信連の役割

- (1) 本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連は「JAバンク県本部」を設置し、本方針に基づいて管内JAを指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、県内合意により、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
- (3) 信連は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営等に取り組む。

3 中央会との連携

JAバンクシステムの適切な運営のため、信連・農林中金は中央会が行う総合的な指導と密接な連携を図る。

【3】「JAバンク会員」の責務

	項 目	内 容
①	JAバンクの一体的事業運営	JAバンクにおいて基本とするシステム・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスを提供できるよう、JAバンクの総合的戦略に基づいて一体的な事業運営を行う。
②	JAバンク全体の安全・効率運用確保	JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、基準に基づいた資金の預入等を行う。
③	経営状況の報告等	農林中金に対し、経営管理資料、体制整備状況等を報告し、本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連・中央会等と連携して行う資産精査、業務執行体制の実査に応じる。
④	資金運用制限ルールの遵守	体制・能力を超えた資金運用（貸出・有価証券）を防止するため、基準に該当する場合は資金運用範囲の制限を行う。
⑤	経営改善ルールの遵守	一定の基準に該当した場合、資本増強、体制見直し等の経営改善策を実行する。この場合、指定支援法人から支援を受ける場合には本方針に定める前提条件を充足しなければならない。
⑥	組織統合ルールの遵守	経営継続上の重大な問題が生じた場合、6ヶ月以内（経営破綻の場合直ちに）に信連、農林中金に信用事業譲渡等を行う。この場合、指定支援法人から支援を受けるためには本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
⑦	会計監査人監査等への適切な対応	会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人監査に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
⑧	信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守	営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJAは、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
⑨	指定支援法人への財源拠出	指定支援法人に対して、基準に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差を付けるものとする。

【4】「JAバンク会員」が享受するメリット

1	「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
2	全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
3	「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
4	指定支援法人の支援。

【5】基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

本方針を遵守しない会員に対し、勧告・警告を行い、これを経てなお、改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

【6】基準等の変更

金融情勢の変化やJAバンクの経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

以 上

第 4 期 (平成29年度) (株)県央あいかわ 事業報告

1. 事業内容

当社は、県央愛川農業協同組合の子会社として、JAの組合員の皆さまや地域利用者の負託に応えるため平成26年3月4日に設立しました。

燃料業界は、多様化するエネルギー需要への対応や同業他社との競争が激化しておりますが、地域に根ざしたエネルギー供給会社として営業展開しております。

グリーンセンター・ギフトプラザ・葬祭利用相談所では、専門性を発揮し地域利用者に信頼される事業を展開しております。

2. 当期の事業概況

高峰給油所では、生活に必要な灯油の価格低廉に努め、282.3kℓの供給をいたしました。また、タイヤ、オイルキャンペーンを実施し、3,472千円の実績を残すことができました。

LPGでは、供給先への全戸安全点検「ふれあい訪問」の実施や、JA全農プロパン保安センターと連携した夜間、休日対応など安全・安定供給に努めました。

グリーンセンター・ギフトプラザでは、生産・生活資材を重点にお中元・お歳暮のキャンペーンにより138,631千円の取扱高となりました。

葬祭利用相談所では、専門的な知識により施主の意向に沿った葬儀を施行し190,299千円の取扱高となりました。

第4期（平成29年度）貸借対照表

（平成30年2月28日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1. 流動資産	90,313	1. 流動負債	44,052
(1) 現金及び預金	57,544	(1) 購買未払金	37,168
(2) 購買未収金	18,266	(2) 未払金	1,784
(3) 利用未収金	421	(3) 仮受金	239
(4) 購買品	13,857	(4) 未払費用	1,042
(5) 経済貸倒引当金(控除)	△ 182	(5) 賞与引当金	3,460
(6) 未収金	26	(6) 未払法人税等	356
(7) 立替金	76		
(8) 仮払金	304	負 債 合 計	44,052
2. 固定資産	5,056	（純資産の部）	
(1) 有形固定資産	515	1. 株主資本	51,318
車両運搬具	312	(1) 資本金	30,000
器具・備品	13	(2) 利益剰余金	21,318
建物・構築物	654	利益準備金	1,800
減価償却累計額(控除)	△ 464	その他利益剰余金	19,518
(2) 投資その他の資産	4,541	(繰越利益剰余金)	(19,518)
長期前払費用	4,111	純 資 産 合 計	51,318
系統出資	30		
系統外出資	400	負 債 ・ 純 資 産 合 計	95,370
資 産 合 計	95,370		

第4期（平成29年度）損益計算書

（平成29年3月1日～平成30年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	543,118
購買収益	499,006
利用収益	44,112
売上原価	422,179
購買費用	393,985
利用費用	28,194
売上総利益	120,938
一般管理費	110,296
人件費	77,116
（うち出向従業員給与）	(36,772)
業務費	3,413
諸税負担金	803
施設費	28,962
営業利益	10,642
営業外収益	488
受取出資配当金	32
雑収入	456
営業外費用	2
雑損失	2
経常利益	11,129
特別利益	-
特別損失	-
税引前当期純利益	11,129
法人税、住民税及び事業税	3,813
法人税等調整額	-
当期純利益	7,315

株主資本等変動計算書

（平成29年3月1日～平成30年2月28日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			合 計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	合 計		
当期首残高	30,000	1,300	17,702	19,002	49,002	49,002
当 期 変 動 額	剰余金の配当	-	500	△ 5,500	△ 5,000	△ 5,000
	当期純利益	-	-	7,315	7,315	7,315
合 計	-	500	1,815	2,315	2,315	2,315
当期末残高	30,000	1,800	19,518	21,318	51,318	51,318

（注）平成29年度末における当社の発行済株式数は600株です。

平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

事業方針

当社は、県央愛川農業協同組合の子会社として、同業他社との競争が激化する環境下において、部門別の専門性を発揮し社員の意識改革や部門別経営収支の改善による、長期的な経営の安定によりJA組合員・利用者の負託に応える事業とサービスに努めます。

店舗部門ではグリーンセンター・ギフトプラザを組合員および地域住民に信頼される店舗展開に努めます。

燃料部門では、多様化するエネルギー需要への対応を踏まえながら、燃料事業の取扱拡大に努めます。

重点実施事項

1. プロパンガス部門

専門性を発揮し利用者の声を反映した事業を展開するとともに、適正な収益管理のもとプロパンガスの安全で安定的な供給に努めます。

- (1) 利用者に対して「ふれあい強化」訪問活動を展開し、顧客の声を事業に反映します。
- (2) JAやJA全農等と連携した新たな顧客サービスを創造します。
- (3) 顧客管理を徹底し、プロパンガスの保安対策を講じます。
- (4) 競合する他社の切り替え攻勢に対抗するため、当社の供給体制の優位性を周知する積極的な営業活動に努めます。
- (5) 新機種などの発表展示会や研修会に積極的に参加し、人材育成・知識向上に取り組みます。
- (6) 耐用年数を経過した器具の更新営業に取り組み収益確保に努めます。
- (7) 他部門と連携した横断的な事業を展開します。

2. 給油所（サービスステーション）部門

地域に根ざした燃料油の安定供給につとめるとともに、専門性を発揮し利用者から支持されるサービスステーションを目指します。

- (1) 市場動向を考慮した供給に努め、利用者に信頼されるサービスステーションを目指します。
- (2) 外部研修会等へ積極的に参加し、商品知識や技術力を高め、利用者の満足度の向上に努めます。
- (3) 大口需要者等への積極的な営業活動に努めます。
- (4) 油外商品の積極的な販売に取り組み収益確保をはかります。
- (5) 他部門と連携した横断的な事業に努めます。

3. 購買店舗（グリーンセンター・ギフトプラザ）部門

利用者の声を反映した事業を展開するとともに、専門性を発揮し利用者から支持され地域に根ざした店舗を目指します。

- (1) 利用者の意見を反映した店舗を展開します。

- (2) 専門的な知識を発揮したサービスの提供と安全・安心な商品を廉価に供給し継続的利用者の定着を目指します。
- (3) 品質の良い生産資材や生活物資の豊富な品揃えと価格の低廉につとめ利用者の負託に応えます。
- (4) 贈答品・慶弔品等の利用者ニーズに合った豊富な品揃えと価格の安定に努めます。
- (5) 他部門と連携した横断的な事業を展開します。

4. 葬祭（葬祭利用相談所）部門

専門知識を発揮し、施主の意向に沿った葬儀施行を心がけ、葬家に信頼されるように努めます。

- (1) 信頼される葬儀施行に努めます。
- (2) 外部研修会等へ積極的に参加し、専門知識を一層高め、葬家の満足度の向上に努めます。
- (3) 葬儀に関連したアフターフォローを充実し、仏具などを含めた売上の向上に努めます。
- (4) 葬祭利用相談所のPRにつとめ、愛川聖苑葬儀施行シェアの維持拡大を図ります。
- (5) 生活改善の趣旨に添い、葬家の負担軽減に努めます。
- (6) 他部門と連携した横断的な事業を展開します。

第5期（平成30年度）財 務 計 画 書

（平成31年2月28日残高）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1. 流動資産	100,510	1. 流動負債	54,849
(1) 現金及び預金	43,477	(1) 購買未払金	29,934
(2) 購買品	13,015	(2) 未払法人税等	1,964
(3) 購買未収金	12,904	(3) その他流動負債	22,951
(4) その他流動資産	31,114	負 債 合 計	54,849
2. 固定資産	5,275	（純資産の部）	
(1) 有形固定資産	515	1. 株主資本	50,936
車両運搬具	312	(1) 資本金	30,000
器具・備品	13	(2) 利益剰余金	20,936
建物・構築物	654	(うち当期純利益)	(3,118)
減価償却累計額	△ 464	純 資 産 合 計	50,936
(2) 投資その他の資産	4,760		
長期前払費用	4,300		
系統内出資	30		
系統外出資	430		
資 産 合 計	105,785	負 債 ・ 純 資 産 合 計	105,785

第5期（平成30年度）収支計画書

（平成30年3月1日～平成31年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	576,337
購買収益	529,560
利用収益	46,777
売上原価	455,867
購買費用	422,341
利用費用	33,526
売 上 総 利 益	120,470
一 般 管 理 費	115,388
人件費	73,035
業務費	3,827
諸税負担金	8,049
施設費	30,477
営 業 利 益	5,082
営 業 外 収 益	-
営 業 外 費 用	-
経 常 利 益	5,082
特 別 利 益	-
特 別 損 失	-
税引前当期純利益	5,082
法人税、住民税及び事業税	1,964
法人税等調整額	-
当 期 純 利 益	3,118

1. 事業内容

農業者の高齢化や後継者不足により増加する遊休農地や荒廃農地の解消を図るため、JA 県央愛川では平成23年度より農業経営事業を開始し、町内農地の有効利用に努めてまいりました。茶園の管理には収穫時期や病虫害防除等、作業の特殊性から業務の専門性が求められるため、茶園の農作業を専門的に受託する事業体として平成26年3月にJA県央愛川の子会社として当社が設立され、以来、農業経営事業の長期的な経営の安定と茶生産者との連携を目的に農作業の受託を柱とした事業を展開しております。

2. 当期の事業概況

平成29年の茶園の状況は、防除をはじめとした茶園管理の効果があらわれ、一番茶から秋冬番茶まで前年を大きく上回る収量となりました。受託作業に関しては、摘採や整枝作業を請け負い、専門性を発揮した効率的で安全な作業を行いました。

第4期（平成29年度）貸借対照表

（平成30年2月28日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	3,861	1. 流動負債	314
(1) 現金及び預金	3,860	(1) 未払法人税等	313
(2) 仮払金	0	(2) 労災保険未払金	1
		負 債 合 計	314
		(純資産の部)	
		1. 株主資本	3,546
		(1) 資本金	1,500
		(2) 利益剰余金	2,046
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	1,046
		(繰越利益剰余金)	(1,046)
		純 資 産 合 計	3,546
資 産 合 計	3,861	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,861

第4期（平成29年度）損益計算書

（平成29年3月1日～平成30年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高 利用収益	3,619
売上原価 利用費用	1,253
売上総利益	2,365
販売及び一般管理費	1,850
営業利益	514
営業外収益	-
営業外費用	-
経常利益	514
特別利益合計	-
特別損失合計	-
税引前当期純利益	514
法人税、住民税及び事業税	313
法人税等調整額	-
当期純利益	201

株主資本等変動計算書

（平成29年3月1日～平成30年2月28日）

（単位：千円）

		株 主 資 本					純資産合計
		資本金	利 益 剰 余 金		合 計	合 計	
			利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高		1,500	1,000	845	1,845	3,345	3,345
当期 変動額	剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
	当期純利益	-	-	201	201	201	201
合 計		-	-	201	201	201	201
当期末残高		1,500	1,000	1,046	2,046	3,546	3,546

（注）平成29年度末における当社の発行済株式数は150株です。

第 5 期 (平成30年度) あいかわ茶(株) 事業計画

平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

事業方針

当社は、専門性を発揮した効率的な農作業を行うことにより、JAならびに町内茶生産者の農業経営の長期的な安定と発展に寄与する事業を展開します。

重点実施事項

1. 専門性を発揮した農作業の効率化につとめます。
2. 農業機械の有効利用による農作業の省力化につとめます。
3. 作業の安全を確保し、農作業事故の防止につとめます。
4. 農業機械の整備・点検につとめます。
5. 人材の育成・確保につとめます。

第5期 (平成30年度) 財務計画書

(平成31年2月28日残高)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	3,756	1. 流動負債	192
(1) 現金及び預金	3,756	(1) 未払法人税等	192
		負債合計	192
		(純資産の部)	
		1. 株主資本	3,564
		(1) 資本金	1,500
		(2) 利益剰余金	2,064
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	1,064
		(うち当期純利益)	(18)
		純資産合計	3,564
資産合計	3,756	負債・純資産合計	3,756

第5期（平成30年度）収支計画書

（平成30年3月1日～平成31年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高 利用収益	3,404
売上原価 利用費用	1,186
売上総利益	2,218
販売及び一般管理費	2,008
営業利益	210
営業外収益	-
営業外費用	-
経常利益	210
特別利益	-
特別損失	-
税引前当期純利益	210
法人税、住民税及び事業税	192
法人税等調整額	-
当期純利益	18